

1. 議 事 日 程 (初日)

(平成28年那智勝浦町議会第1回定例会)

平成28年3月8日

9時29分 開 議

於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期の決定	3
日程第3	諸報告	4
日程第4	報告第1号 専決処分(番号利用法に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例)した事件の承認について	11
日程第5	報告第2号 専決処分(那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例)した事件の承認について	13
日程第6	報告第3号 専決処分(平成27年度那智勝浦町一般会計補正予算(第5号))した事件の承認について	14
日程第7	議案第14号 和歌山県と那智勝浦町の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関に関する事務の委託について	17
日程第8	議案第15号 那智勝浦町公文書開示条例の全部を改正する条例	19
日程第9	議案第16号 那智勝浦町個人情報保護条例の一部を改正する条例	25
日程第10	議案第17号 那智勝浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	29
日程第11	議案第18号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例	37
日程第12	議案第19号 那智勝浦町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	38
日程第13	議案第20号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	40
日程第14	議案第21号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	45
日程第15	議案第22号 那智勝浦町税条例の一部を改正する条例	49
日程第16	議案第23号 那智勝浦町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	52
日程第17	議案第24号 那智勝浦町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例	53
日程第18	議案第25号 那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	55
日程第19	議案第26号 那智勝浦町学童保育所設置条例の一部を改正する条例	58
日程第20	議案第27号 那智勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	59

日程第21	議案第28号	那智勝浦町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例	59
日程第22	議案第29号	那智勝浦町防犯カメラの設置及び運用に関する条例	61
日程第23	議案第30号	那智勝浦町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例	65
日程第24	議案第31号	那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	66
日程第25	議案第32号	那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例	67
日程第26	議案第33号	那智勝浦町長期総合計画の策定について	68

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	荒尾典男	2番	左近誠
3番	下崎弘通	4番	中岩和子
5番	石橋徹央	6番	金嶋弘幸
7番	曾根和仁	8番	引地稔治
9番	亀井二三男	10番	津本・光
11番	森本曦夫	12番	東信介

3. 会議録署名議員の氏名

11番	森本曦夫	12番	東信介
-----	------	-----	-----

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名(15名)

町長	寺本眞一	副町長	植地篤延
教育長	森崇	消防長	江崎光洋
参事 (総務課長)	城本和男	教育次長	下康之
総務課 国体推進室長	矢熊義人	会計管理者	田代雅伸
病院事務長	喜田直	税務課長	久葛章功
住民課長	玉井弘史	福祉課長	大江政典
観光産業課長	在仲靖二	建設課長	橋本典幸
水道課長	関正行		

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名(3名)

事務局長	伊藤善之
事務局主査	青木徳之
事務局副主査	足田晋一

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番中岩和子議長席に着く〕

○議長（中岩和子君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申し出がありました。本件について、議長はこれを許可しましたので、報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時29分 開会

○議長（中岩和子君） ただいまから平成28年第1回那智勝浦町議会定例会を開会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時29分 開議

○議長（中岩和子君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中岩和子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

11番森本曦夫君、12番東信介君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（中岩和子君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について議会運営委員長の報告を求めます。

3番下崎君。

○議会運営委員長（下崎弘通君） 議会運営委員会の協議の結果について報告いたします。

去る3月3日、委員会を開催しております。

本定例会に付議すべき事件は、報告が3件、議案44件、発議1件で、合計48件となっております。

会期は、本日8日から22日までの15日間を予定しております。本会議8日、委員会2日、純休会5日となっております。

それでは、議事予定表をごらんいただきたいと思います。

〔議事予定表朗読〕

なお、追加の議件として1件が予定されております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から3月22日までの15日間に行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、会期は本日から3月22日までの15日間に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸報告

○議長（中岩和子君） 日程第3、諸報告を行います。

議長からの報告は、お手元に配付のとおりでございます。

町長より報告を求めます。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 皆さんおはようございます。

本日ここに平成28年第1回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

それでは、今議会に付される諸案件の説明に先立ち、町政報告を行います。

新病院の建設事業につきましては、スケジュールどおり進められており、現在基本設計の最終調整に入っているところでございます。

また、平成28年2月25日には、新病院の人工透析施設の設置を求める請願を受けております。請願は、患者さんや町民の皆様の強い思いによるものと考えております。今回の請願を受けて、限られた条件の中でできることはないか、皆様方の思いを重く受けとめてまいりたいと思います。

次に、水産関係について報告いたします。

本年1月24日に、重さ417キログラムの巨大なクロマグロが水揚げされ、昨年4月に水揚げされた411キログラムを上回り、勝浦漁港の記録を更新したところでございます。新聞等で話題となり、マグロの町として非常にうれしいニュースとなりました。

平成27年の管内3漁協の水揚げ状況につきましては、水揚げ量は1万2,989トンで、昨年より343トンの増となり、金額では80億257万円と、昨年より8億4,151万円の大幅な増となりました。沿岸漁業におきましては、全国的なサンマ不漁に加え、定置網の不漁により、水揚げ量で312トン、金額で1,136万円の減となりましたが、マグロはえ縄漁におきまして、水揚げ量で655トンの増、金額では8億5,288万円の大幅な増となり、昨年を大きく上回る喜ばしい状況となりました。

次に、観光関連の報告をいたします。

平成27年の観光客数は、宿泊客が66万5,181人で、対前年比3.3%の減となりましたが、日帰り客が72万3,361人で、対前年比10.1%の増となり、総数138万8,542人で、対前年比3.3%の増となっております。

外国人観光客につきましては、4万8,488人で、対前年比36.1%の大幅な伸びとなっております。今後も積極的にインバウンド事業を進めていく必要があると考えております。

イベント関係では、1月30日に南紀勝浦ならではのマグロをとことん楽しんでいただけるイベントとして定着しております第22回まぐろ祭りが町観光協会主催により開催され、約1万

3,000人の観光客らでにぎわいました。

また、2月21日には、第21回商工祭「南の国の雪まつり」が役場周辺において開催され、前日の雨が心配でしたが、当日、雪山がつくられた広場では子供たちの歓声が響いておりました。そして、歩行者天国となった役場前の朝市や物産展などでは、地元の方々に加えて、観光に来られた約3万2,000人の方々に大にぎわいの一日となりました。

次に、教育関係について報告します。

2月23日には第3回総合教育会議を開催し、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定しました。「ふるさとの明日を担う人づくり」を総合的なテーマに掲げ、行き届いた学校教育の推進と生涯学習社会の構築を2本柱として各種施策を定めたものであります。この大綱をもとに、平成28年度から29年度の2カ年にわたる教育振興策を実践してまいります。

次に、消防関係について報告します。

平成25年度から3カ年度で実施しておりました消防救急デジタル無線共通波整備委託事業について、3月15日に引き渡し完了し、運用が開始されます。また、本町が整備する消防救急デジタル無線活動波及び指令システム整備事業におきましても、同日に完成検査を行い、運用が開始されます。

今後は、通信指令業務が高度化され、119番発信地表示システム等の導入により位置情報が取得できるほか、デジタル無線を活用することで、出動指令までの時短と職員の利便性の向上が期待できます。

次に、本会議において提案しております議件について御説明申し上げます。

本議会に御審議をお願いいたします案件は44件であります。その内訳は、平成28年度一般会計を初めとする当初予算13件、平成27年度の補正予算7件、規約の制定1件、条例の制定及び全部・一部改正等18件、那智勝浦町長期総合計画の策定1件、指定管理者の指定に係るものが2件、工事請負契約の変更が1件、町道の路線変更1件の合計44件でございます。

まず初めに、議案第1号から議案第13号の平成28年度予算案の概要について御説明申し上げます。

本年度においては、津波避難タワー整備など防災・減災対策に取り組む一方、新病院建設事業など、福祉や医療を充実させた、「より安全・安心なまちづくり」に取り組めます。さらに、各種観光振興対策を初め少子高齢化対策や教育環境の整備などに重点を置き、新長期総合計画に掲げました「着実にわがらで創る笑顔のまち那智勝浦」の実現に向けて積極的に取り組む予算を編成させていただきました。

新年度の一般会計、特別会計、企業会計の予算総額は197億6,889万6,000円で、平成27年度予算総額171億8,422万4,000円に対し、25億8,467万2,000円の15%の増となっております。

一般会計予算は、歳入歳出それぞれ87億9,060万円をお願いするものであり、対前年度比8億1,319万6,000円、10.2%の増となっており、主要事業の色川小学校統合施設整備事業、新病院建設事業に係る繰出金とその主な要因であります。

新規事業の主なものとしては、水槽つきポンプ自動車兼救助工作車購入事業、那智中学校屋内運動場天井撤去改修事業、バスターミナル改修事業などとなっております。

また、防災・減災対策事業では、津波避難タワー整備、津波避難施設の整備、備蓄食料等の整備、下里江川の樋門整備などとなっております。

歳入の主たる財源を町税及び地方交付税、国県支出金、地方債に求め、なお不足する財源については基金の取り崩しによる繰り入れを行います。

地方交付税につきましては、27年度とほぼ同額の27億5,000万円を見込み計上しております。

国県支出金につきましては、色川小中学校の統合校舎建設に係る交付金などを見込み、対前年度比9.0%、1億175万円増の12億2,831万円となっております。

町税につきましては、対前年度比1%、1,427万円増の14億6,098万円を見込み計上しておりますが、今後とも歳入財源の根源であります税収の確保に全力を尽くしてまいります。

次に、歳出について御説明いたします。

最初に、総務関係についてでございます。

総務関係では、マイナンバー制度導入やクラウド化に伴う電子機器関連の費用、また老朽化に伴うマイクロバス1台の買い換え費用を計上しております。

企画関係では、過疎地域の活性化のため、引き続き集落支援員及び地域おこし協力隊による過疎対策事業を実施いたします。

次に、福祉関係についてでございます。平成26年4月から消費税率の引き上げに際し実施してまいりました臨時福祉給付金支給事業が平成28年度も実施いたします。また、新たに高齢者向け給付金として、1人につき3万円を給付する年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業を実施いたします。

児童福祉関係では、地元御父兄の要望を受け、下里小学校区内に学童保育所を設置いたします。

次に、生活環境関係についてでございます。

し尿処理関係として、一部事務組合負担金1億1,508万1,000円をお願いしております。最終処分場整備に係る事業につきましては、紀南環境広域施設事務組合において取り組んでおります。

現クリーンセンターについては、地元区の御理解により、協定における使用期限が5年間延長されました。施設の運転管理及びごみ収集など運営経費と、一般廃棄物処理に係る予算を計上して、安全・安心なごみ処理に万全を期してまいります。

新クリーンセンターの整備につきましては、那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合への移行を念頭に置きながら、協定期限内の完成を目指してまいります。

次に、農林関係についてでございます。

農業関係におきましては、旅館米補助事業、学校給食米補助事業、青年就農給付事業等に加えて、新規に遊休農地の活用及び高齢者の健康増進等を目的として町民農園事業を実施いたし

ます。

また、那智駅交流センターにおきましては、退職者の補充要員として地域おこし協力隊1名の雇用を予定しております。都会の視点で道の駅の活性化をともに考えてくれる情熱あふれる方の応募を期待しております。

林業関係におきましては、紀州材の需要拡大のための補助、森林環境保全のための補助、鳥獣被害対策として、電柵設置の補助金交付、猟友会員による活動、鳥獣追い払い専用花火の交付等を行ってまいりましたが、新たに鳥獣被害対策専門の地域おこし協力隊を導入し、喫緊の鳥獣害対策と将来的な人材育成に対応してまいり所存でございます。

次に、水産関係についてでございます。

水産関係では、新冷凍冷蔵施設の建設に向けて平成26年度の予算を頂戴いたしましたものの、実施を見送りました勝浦漁協の第3・第4荷さばき場の解体工事につきましては、今回実施に当たり、那智勝浦冷蔵株式会社が解体工事の事業主体となり、その費用を補助金として予算計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

また、引き続き海岸漁港施設や漁場の保全、資源管理等の施策を実施し、水産業の推進に努めてまいります。

次に、商工関係についてでございます。

商工関係におきましては、商工会と連携した産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定を受け、町内創業支援の取り組みを推進してまいります。

また、空き店舗活用事業補助金の再開、商店街アーケードの改修工事に係る補助金等を予算計上いたしております。

次に、観光関係についてでございます。

増加する外国人旅行者に対するインバウンドサポートをメインとして、語学指導等を行う外国青年招致事業による国際協力員の配置を目指します。

多言語化を進む行政サービスにおける各種資料の翻訳やイベント等の通訳等、多岐にわたる国際交流、協力事業等を担う青年の招致費用を予算計上いたしております。

バスターミナルの舗装工事費用、砂浜清掃用のバギー車の購入費用等につきましても予算計上させていただいております。

また、那智海水浴場において、昨年好評を得ましたエアスライダーを引き続き設置し、加えまして新規に、サーフボードに立ちながらパドルでこいで海を進むスタンドアップパドルを導入し、この夏の誘客を図ります。

体育文化会館関係ですが、レスリングマットの購入費用を計上いたしております。大会や合宿の誘致に努めてまいりたいと考えております。

次に、建設土木関係についてでございます。

建設関係では、大谷地区残土処理場整備事業、公営住宅長寿命化修繕事業及び下里江川樋門整備事業に係る経費をお願いしております。

次に、消防関係についてでございます。

消防関係では、常に消防組織、施設の充実強化に努めており、今年度におきましては、水槽つきポンプ自動車兼救助工作車の購入、老朽化が著しい消防艇のオーバーホール、5基の消火栓の設置工事を予定しており、消防力のさらなる強化を進めてまいります。

災害対策関係では、大規模災害に備えた備蓄用食料購入や観光客にも対応した津波避難誘導看板の設置、自主防災組織支援補助や避難路整備支援補助、津波避難タワー整備等を引き続き進め、さらなる防災力の向上に努めます。

次に、教育関係についてでございます。

学校教育関係では、色川小中学校統合施設整備に係る平成28年度事業費用と現校舎の解体撤去工事設計監理委託料、那智中学校の屋内運動場つり天井撤去工事関係費用を計上し、安心して教育を受けることができる教育環境の整備を進めます。

また、学校図書館の活用推進、3人目以降の児童の給食費無料化等を行い、那智勝浦町の将来を担う子供たちの教育の充実や活性化に努めます。

社会教育関係では、公民館活動費用や人権啓発費用、スポーツ普及啓発費用等を計上し、生涯学習の推進に取り組みます。

また、新規事業として、町立図書館電算化関係費用や熊野古道点検業務委託料等を計上し、生涯学習基盤の整備と文化財保護に取り組みます。

次に、災害復旧についてでございます。

災害復旧工事関係では、平成23年台風12号災害関連の農林業災害復旧工事につきまして、最終年として実施に当たります。

次に、特別会計についてでございます。

国民健康保険事業費特別会計につきましては、医療費に係る保険給付、後期高齢者支援金、保険財政共同安定化事業拠出金など31億3,194万7,000円を計上しております。

後期高齢者医療事業費特別会計につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金など、総額4億3,303万1,000円を計上しております。

簡易水道事業費特別会計につきましては、上水道との統合に係る経費を計上するほか、配水管布設替工事などを進め、給水の安全・安定に努めてまいります。また、上水道との統合整備が平成28年度末で完成するため、上水道事業への移行に向けて準備を進めてまいります。

育英奨学金貸与事業費特別会計につきましては、高校生、大学生等への貸与を継続し、今年度も予算を計上いたしております。

下水道事業費特別会計につきましては、那智山地区特定環境保全公共下水道に係る事業費を計上しております。

介護保険事業費特別会計につきましては、総額20億4,701万3,000円を計上しております。介護保険制度を円滑に進めるため、事業にかかわるデータの収集などから事業全体の進捗の把握確認を行い、新たな課題の検討、分析を実施いたします。

次に、企業会計についてでございます。

水道事業会計につきましては、水道事業計画策定業務委託、太田川水系送水管基本設計業務

委託に係る経費、配水管布設替工事などを進め、より一層の給水サービスの充実に努めてまいります。

町立温泉病院事業会計につきましては、常日ごろから地域の皆様方へよりよい医療の提供に努めているところですが、当初予算では、医療機器整備に係る経費及び新病院建設事業に係る経費などをお願いするものです。

以上が平成28年度予算の大要であります。

引き続き、議案第14号から、議案につきましては、議案第14号は、和歌山県と那智勝浦町の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関に関する事務の委託につきまして、不服審査に係る裁決の公平性の観点から第三者機関の設置が必要となり、当該機関の事務を和歌山県に委託することについて規約を定めるものであります。

議案第15号は、那智勝浦町公文書開示条例の全部を改正する条例につきまして、平成28年4月1日から施行される行政不服審査法に対処するため、条例の全部を改正するものであります。

議案第16号は、那智勝浦町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、行政不服審査法及びマイナンバーが平成29年1月1日に施行されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第17号は、那智勝浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法の改正や行政不服審査法に対応するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第18号、行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、行政不服審査法が施行されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第19号は、那智勝浦町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、下里コミュニティセンターの利用がなく、遊休施設となっていることから、当該条例からの削除するものであります。

議案第20号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、地域おこし協力隊や農地利用最適化推進委員などについて新たに定めるものであります。

議案第21号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、人事院勧告に基づく改正や行政不服審査法の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第22号は、那智勝浦町税条例の一部を改正する条例につきまして、上位法の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第23号は、那智勝浦町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例につきまして、過疎地域自立促進特別措置法の5年間の期限延長に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第24号は、那智勝浦町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例につきまして、大都市圏からの地方への本社機能等の移転促進のため、固定資産税の不均一課税

について新たに制定するものであります。

議案第25号は、那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、上位法の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第26号は、那智勝浦町学童保育所設置条例の一部を改正する条例につきまして、下里学童保育所はまぼうを新しく追加するものであります。

議案第27号は、那智勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、上位法の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第28号は、那智勝浦町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、上位法の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第29号は、那智勝浦町防犯カメラの設置及び運用に関する条例につきまして、街頭犯罪の未然防止など、安全で安心なまちづくりのため、防犯カメラの設置及びその運用に関する条例を定めるものであります。

議案第30号は、那智勝浦町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例につきまして、上位法の改正に伴い、農地の利用状況調査が義務化になったことから、農地利用最適化推進委員の定数について定めるものであります。

議案第31号は、那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、行政不服審査法の施行及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める法律の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第32号は、那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例につきまして、火気器具等の取り扱いに関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第33号は、那智勝浦町長期総合計画の策定につきまして、前回策定の計画から5年ぶりに、新しく第9次長期総合計画を定めるものであります。

議案第34号は、平成27年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号）につきまして、主なものとしましては、国の補正予算であります地方創生加速化交付金事業としまして、キッチンカーによる町のPR、生まぐる等販路拡大、消費者調査事業、その他では、人事院勧告等に伴う人件費の調整、年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業、障害者自立支援事業などの補正となっております。

議案第35号から議案第38号までは、特別会計の補正であります。

議案第39号及び議案第40号は、水道事業会計及び町立温泉病院事業会計の補正であります。

議案第41号及び議案第42号は、那智勝浦町デイサービスセンターゆうゆう及び勝浦シーハウス熊野灘の指定管理者の指定につきまして、両施設とも指定の期間が3月末日で終了しますので、新しく指定管理者の指定をお願いするものであります。

議案第43号の江川樋門整備工事請負契約の変更につきましては、請負契約金額変更について

議会の議決を求めるものであります。

議案第44号は、町道の路線変更につきまして、木戸浦7号線について、その路線を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

報告第1号の番号利用法に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例及び報告第2号の那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例については、納付書の通知や減免の手続において、当初マイナンバーの番号を付することとされていましたが、その後の法改正により付さないこととされたため、条例の一部改正について、専決処分の承認をお願いするものであります。

報告第3号は、平成27年度一般会計補正予算について専決処分の承認をお願いするもので、ふるさと納税の増加に伴う費用及び学童保育所の修繕料の増額によるものであります。

以上が本議会に提案いたしました44件の概要であります。

その詳細につきましては各担当者から説明いたしますので、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議員の皆様、そして町民の皆様の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます、町政報告とさせていただきます。

○議長（中岩和子君） 以上で諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第1号 専決処分（番号利用法に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第4、報告第1号専決処分（番号利用法に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 報告第1号専決処分（番号利用法に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。平成27年12月28日、専決処分をさせていただいております。

次のページをお願いいたします。

番号利用法に伴う関係条例の整備に関する条例（平成27年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条を削る。

第2条の見出し及び条名を削る。

附則、この条例は公布の日、これは12月28日から施行するとなっております。

前回、平成27年の第4回定例会におきまして、行政手続における特定の個人を識別するためのこの番号利用等に関する法律、番号利用法と申しますけれども、これの改正、制定に伴い、関係する条例、本町では那智勝浦町国民健康保険税条例、那智勝浦町介護保険条例について所要

の整備を行うために議決をいただいております。

しかしながら、議決後に、平成28年の税制改正大綱において一部手続が見直しをされまして、地方税関係の一部については個人番号の記載を省略できるという扱いとなりました。施行期日が迫っておりましたので、本条例の改正を専決処分させていただいたものであります。

改正の内容につきましては、別紙新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

改正前が右側になります。

第1条では、那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正するもので、条文中の第27条の第2項は国民健康保険税の減免申請書の提出について定めておりますけれども、これに個人を識別するための番号利用法で規定する個人番号の事項を追加するものであります。これを、地方税関係の事務の一部について個人番号の記載を省略できる扱いとなったことから、第1条を削る改正となっております。

また、この関係で、第2条の見出し及び条名を削りまして、条文の整理をいたしております。

なお、この28年1月1日からの施行となっておりますので、12月28日付で専決処分を行い、条例改正を行いまして、改正後の内容で告示、施行させていただいております。

以上でございます。どうかよろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 今の条例の手続に関して反対討論します。

前にも何回も申してまいりましたように、この問題は完全にプライバシーを保護するということにはなり切れておりません。この間もさまざまな問題が起こっております。

特に、前のときにもちょっと時間がなくて言い切れなかったんですが、特にやっぱり性的障害を持っておられる方、いろんなそういうことで、性的マイノリティーといいますが、この方たちのいわゆる個人情報、プライバシーが保護されない、守れないということはいろんなところから明らかになってきておって、それが今やっぱり全国的に裁判が起こっております。この問題、まだ解決しておりません。

そういう状況の中で、マイナンバーがいろんなところに利用されることについては私は反対して、プライバシーを守る観点から反対をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（中岩和子君） 原案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 原案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

報告第1号について原案のとおり承認することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（中岩和子君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 報告第2号 専決処分（那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第5、報告第2号専決処分（那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長久葛君。

○税務課長（久圓章功君） 報告第2号専決処分（那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。平成27年12月28日、専決処分をいたしております。

今回の税条例の改正につきましては、平成28年度税制改正大綱において、一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたこと等を踏まえ、平成27年3月31日に改正を行いました那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例を改正するものです。

地方税分野における個人番号、法人番号の利用につきましては、平成28年1月1日からとされていることから、平成27年12月28日に専決処分をさせていただいております。

改正資料として、関係資料及び新旧対照表をつけさせていただいております。

説明は、そちらの関係資料のほうで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

資料中、線で囲んだ枠内のところがその上の改正内容を説明したものでございます。線で囲んだ枠内をお願いいたします。

地方税関係書類のうち、申告等の主たる手続とあわせて提出され、または申告等の後に関連して提出されると考えられる一定の書類について、納税義務者等の負担を軽減するため、個人番号の記載を要しないこととされたことから、平成27年3月31日に改正を行った那智勝浦町税

条例等の一部を改正する条例の規定中、第51条の町民税の減免申請、第139条の3特別土地保有税の減免の申告について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の個人番号の記載の規定を削除するものです。

なお、条例の施行日は、専決処分の12月28日にあわせて公布させていただいておりますので、その日からとさせていただきます。

以上でございます。御承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第2号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 採決を行います。

この採決は起立によって行います。

報告第2号について原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（中岩和子君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 報告第3号 専決処分（平成27年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号））した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第6、報告第3号専決処分（平成27年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 報告第3号専決処分（平成27年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号））した事件について御説明を申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。平成28年1月25日に専決処分をさせていただきます。

次のページをお願いします。

平成27年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,640万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億2,324万9,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入ですが、款10地方交付税、款17の寄附金の歳入合計で、補正前の額87億684万9,000円、補正額1,640万円を増額いたしまして、計87億2,324万9,000円となっております。

3ページをお願いします。

歳出です。款2総務費から款12諸支出金まで、歳出の合計は、補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括、歳入でございます。

款10地方交付税、款17寄附金、歳入の合計で、補正前の額は87億684万9,000円、補正額は1,640万円の増額、計87億2,324万9,000円となっております。

5ページをお願いします。

歳出でございます。

款2総務費から款12の諸支出金まで、歳出合計で、補正前の額、補正額、計の額は歳入と同額でございます。

補正額の財源内訳は、特定財源のその他特定財源で1,000万円、一般財源で640万円となっております。

6ページをお願いします。

総務課の関係の歳入でございます。

款10地方交付税につきましては、補正額640万円、計28億5,187万8,000円となっております。

款17寄附金、目2総務費寄附金、節2まちづくり応援基金寄附金1,000万円につきましては、ふるさと納税まちづくり応援基金寄附金が予想を上回る申し込みがあったため、増額をお願いするものでございます。

歳出でございます。7ページ、歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節11需用費500万円につきましては、歳入で申し上げましたふるさと納税まちづくり応援基金寄附金の増額による謝礼品の増額でございます。

1つ飛んでいただきまして、款12、諸支出金、項2基金費、目6まちづくり応援基金費の1,000万円につきましては、説明欄記載のとおり、受け入れをいたしました寄附金を基金に積

み立てるものでございます。

総務課の関係は以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

7ページをお願いします。

款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費、補正額140万円の増額につきましては、節11需用費で旧下里保育所に学童保育所を開設することに向けての施設修繕料でございます。

修繕箇所につきましては、玄関ホールと海側の保育室兼遊戯室の雨漏れ対策でございます。また、その他の修繕につきましては、水道漏水、トイレ間仕切り板改修でございます。水道の漏水につきましては、保育所として使用時に気づかず、施設を閉鎖した後に漏水が判明いたしました。

トイレの間仕切り板改修につきましては、現状は保育園児用として間仕切り板が低く、外から子供の様子が確認できるようになっており、小学生が今後使用することにあわせて、プライバシー保護のため、間仕切りを高くするものでございます。

なお、費用の内訳につきましては、雨漏れ対策で84万3,000円、水道漏水対策に35万円、トイレ間仕切り板改修で20万7,000円を予定しております。

開所は平成28年4月1日の予定で、開所後に建物修繕を行うことは安全管理上問題があるため、今回専決処分とさせていただきます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第3号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~


日程第7 議案第14号 和歌山県と那智勝浦町の行政不服審査法第81条第1項に規定する
機関に関する事務の委託について

○議長（中岩和子君） 日程第7、議案第14号和歌山県と那智勝浦町の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関に関する事務の委託についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第14号について御説明を申し上げる前に、国におきます法改正等の概略と本町の条例改正の関係についてまず御説明させていただきます。

まず、行政手続における特定の個人を識別するための個人番号等に関する法律、マイナンバー法、番号利用法と申されておりますが、これが平成25年5月31日に公布をされまして、平成28年1月から本格利用が開始されております。既に報告第1号、第2号、そしてまた前回の平成27年の第3回定例会、前回の第4回定例会におきましても、マイナンバー法、番号利用法の制定につきまして関係する条例について所要の整備を行うために議決を今までいただいております。

今回、マイナンバー法の関係では、平成29年1月に施行される情報提供記録の関係の改正が今回のマイナンバーの関係の改正となっております。

そしてまた、行政不服審査法、これが平成26年6月13日に、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実の観点から抜本的に見直しがなされておきまして、行政不服審査法ほか関連2法が公布されております。この施行が平成28年、この4月1日となっているため、法律の施行に伴いまして、公文書の開示条例、それから個人情報の保護条例等関係する条例におきまして、不服申し立てに関する規定の見直しが必要となっております、所要の整備を行うために改正をお願いするものでございます。

また、公文書の開示条例につきましては全部改正をさせていただきます。

本議案の今回の議案第14号から、後で御審議をいただきます18号まで、そしてまた21号外につきましても、この行政不服審査法とマイナンバー法、個人番号法に関連する条例改正が入っております。

内容につきましては、上位法の改正に伴いまして、本町の条例についても所要の整備を行うものとなっております。

以上がマイナンバー法と行政不服審査法、そしてまた本町の条例の改正に関する概要となっております。

それでは、議案第14号和歌山県と那智勝浦町の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関に関する事務の委託について御説明申し上げます。

〔議案第14号朗読〕

まず、地方自治法のこの252条の14の1項の規定につきましては、「普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行する

ことができる」としておりました、この規定につきましては、協議により規約を定め、事務の一部を委託することができるというふうな内容となっております。

今回、行政不服審査法の第81条の第1項で行政不服審査会の設置が義務づけられております。これを準用する地方自治法252条の2の第3項の規定、これは関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならないとなっております。このことにより、本会議会のほうに上程をさせていただいております。

次のページが、和歌山県と那智勝浦町の行政不服審査法第81条の第1項の規定に規定する機関に関する事務の委託に関する規約となっております。県のほうに委託をします。

第1条では、那智勝浦町は地方自治法第252条の14の規定に基づき、行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託するとしております。

第2条で、委託事務の範囲を定めております。審査庁からの審査の受理に関する事務等を和歌山県に委託をいたします。

第3条では、管理及び執行の方法を定めております。執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則、その他規約の定めによることとしてございます。

第4条で、経費の負担について、これは実績に応じた負担割により和歌山県に支払う。経費の額及び納付の時期は県知事と町長が協議して定めるとしております。

次のページには、第5条は、連絡会議について、それから第6条は、条例等の制定及び改廃の場合の措置について、第7条は、規約に定めるもののほか、必要な事項は県知事と町長が協議して定めるとしております。

附則といたしまして、この規約は平成28年4月1日から施行する。

附則の2で、委託事務を廃止した場合の決算の処理の方法を定めてございます。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） 濟いません、全くわかりにくいもので。これって、想定される、大体これぐらい委託したら負担額って町が払うんですよね。今までの経緯から、何年もの実績っていうんか、そういうのから見て、どれぐらい予想される金額ってあるんですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 今回行政不服審査法が改正されまして、不服申し立ての手続ってというのが、今まで異議申し立てっていうのもあったんですけども、それが審査請求に一元化されることとなります。それまでは、県のほうへも申し立てをすることもできましたし、町のほうにも異議申し立てをすることができたわけです。今回、もう一元化されて、町のほうに全てが審査請求というふうな形となります。

また、審査庁であります町は、県のほう、第三者機関、今回委託するところになるんですけども、そちらのほうに諮問、答申をするような形となります。

この経費なんですけども、大体30万円、1件について30万円というふうな経費を算出してございます。県との打ち合わせの中で委託の交付金を算出しております。その4件分を当初予算のほうに計上させていただいてます。120万円ということでございます。

○議長（中岩和子君） 質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第14号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開は50分。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時36分 休憩

10時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第15号 那智勝浦町公文書開示条例の全部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第8、議案第15号那智勝浦町公文書開示条例の全部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第15号について御説明申し上げます。

那智勝浦町公文書開示条例の全部を改正する条例。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町公文書開示条例（平成10年条例第9号）の全部を改正する。

本町の公文書開示条例は、平成10年4月1日に施行されておりました、17年が経過しております。その間に、平成13年1月6日に国において行政機関の保有する情報の公開に関する法

律、これが施行されており、行政機関情報公開法の趣旨にのっとった改正が必要であり、また今回、行政不服審査法の改正に伴いまして、那智勝浦町公文書開示条例のうち不服申し立てに関する規定の見直しがあったために、大幅な改正が必要となっております。

本条例の改正案は、行政機関情報公開法に準じた改正と、もう一つは行政不服審査法の改正に伴う改正を行うため、現行条例を全部改正をさせていただきます。

現行条例から見た行政機関情報公開法に準じた改正の主な改正点でございますが、次のとおりとなっております。

まず、第1条に目的がございますので、第1条目的といたしまして、「この条例は、地方自治と地方自治の本旨に即した町政を推進する上において、町民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する町民の権利を明らかにするとともに、公文書開示の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、町政に関し町民に説明する責任を全うし、町民の理解と批判の下に公正で透明な行政を実行し、町民による町政への参加の推進に資することを目的」としてございます。

この第1条の目的は、町民の知る権利を明記をしております。今回の改正におきましても、憲法で保障されている知る権利を明記することにより、公文書開示の推進を図る条文となっております。

下のほうに第5条がございます。5条は、開示請求権者ですが、開示請求権者の資格要件の撤廃をさせていただきます。これは、これまで町内の方だけでございましたけども、何人も開示請求権を認めることによりまして、より開かれた町政を実現する条文となっております。

次のページ、第7条、公文書の開示義務でございますけども、原則開示の徹底と非開示情報の明確化をしております。開示義務を新たに盛り込み、非開示情報を細分化する条例となっております。

次の次のページになりますが、第9条をごらんください。

第9条には、公益上の理由による裁量権の開示を規定してございます。非開示情報が含まれても、公益と比較考量して開示しなければならないときには開示することを認めるとする条文でございます。

第10条をお願いします。

第10条では、行政文書の存否に関する情報を規定しております。請求された行政文書の存在さえも明かさないと認める条文、これはドメスティック・バイオレンスの情報等ということでございます。

それから、第12条では、開示決定の期限、これは15日以内としてございます、開示決定の期限の特例も定めてございます。開示請求に係る行政文書が著しく大量であって、その全てについて開示期限までに開示決定をすることが困難な場合に、さらに期限を延期する特例を定めた条文となっております。

ほかに、本人情報に関する開示の規定、自己情報の訂正、請求規定は個人情報保護条例の適用を受けるため、これについては削除をさせていただきます。

また、行政不服審査法の改正に伴う改正につきましては、用語や手続の整合性をとることに加え、審査手続の新制度、審理員の氏名や適用除外をする点がございます。公文書開示の関係については、公文書の開示の審査会で受けるという内容でございます。

条文といたしまして、次の次のページの18条、審査会の諮問以下、この、その右のページにある26条答申書の送付までの記載している部分でございます。

特に審理手続に関する規定につきましては、国におきましても、情報公開、個人情報保護審査会の設置法によって、行政不服審査法とは別に規定しているように、本町のこの公文書開示の制度におきましても、那智勝浦町公文書開示審査会による審査制度がこちらのほうにありますので、改正法において審理員が行う審理手続と同等の審理を現に行う体制が整っていることから、本改正におきましても、現状に近い取り扱いとなるように法の適用除外を設け、審査会への審査手続を維持するものでございます。公文書開示の関係は、公文書開示の審査会でやるということでございます。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行することとし、審査請求に係る経過措置を定めてございます。

以上でございます。どうかよろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 10番津本です。1つは、こういう文書でほぼ全文を変えられるという場合には、その前の文書がないと比較できないので、非常に読むときに困りました。それが1つで、やっぱりこういう場合には、前もって、全文であればその前の分を私たちにもできるだけ早目に見せていただきたいと、その上で提案をしていただきたい、これが1点です。

それから、中身なんです、中身で、町民の知る権利を尊重し、町政に関し町民に説明する責任を全う、こういうことに先に書かれてるんですが、中身の中で、ちょっとやっぱり先ほどのここ、第10条のところで、総務課長が今説明された開示請求に対し、10条のところですね、当該開示請求に係る公文書が存在してるか否かを答えるだけでということでしたときに、先ほどDVの話をされたんですが、その公文書との関係で言うたら、それが整合性あるのかなという気がするんですが、それが1点。

それから、戻りまして、これは第6条の(3)にあるんですが、「前3号に掲げるもののほか」と書いてあるんですが、この前3号というのは何でしょうか。ちょっとわからないんですが。

以上、2点だったと思います。

以上です。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） お答えいたします。

公文書開示条例の前規定がないのかということでございますけども、全部改正につきまして

は、新たに制定するものということで、前文書を新旧対照表のようにつけてございませんでした。今後気をつけたいと思います。

例規集のほうには、公文書開示条例、これ載ってますので、そちらのほう御参照いただきたいと思います。失礼いたしました。

それから、中身の第10条でございますけども、これは先ほども説明をさせていただきましたが、あるかないか、この方の情報があるかないかということだけで、町民であるかどうか、ドメスティック・バイオレンスとかそういう関係でこちらへ転入されてるとか、そういうことがわかる可能性がありますので、これについては、ドメスティック・バイオレンスの例もありますので、整合性があるかと言われましたが、そのことを念頭に置いて第10条については制定しているものと考えてございます。

それからもう一つ、第6条です。大変申しわけございません。この第6条の規定からいきますと、前3号といいますのは前2号になるものと考えております。ちょっと精査させて訂正をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） この場でよろしいんですね。

○議長（中岩和子君） はいはい。

○10番（津本・光君） その開示請求に対して、その前の部分では、第5条では、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して公文書の開示を請求することができる」となっているんですよ。そしたら、この個人的な情報に、言えばなってしまうような、このわかりにくい問題、これ、なかなかこんなんは実態としてもつかめないですよ。それが何でその開示の拒否ができるという条件になるんですか。それがわからないですね。何ら整合性がない。

だから、これはまた別の意図があるんじゃないかと。だから、今開示請求をされたときに、公文書であれば、墨塗であっても出してますよ、政府は。そうですね。それを何でそれが拒否ができることができるという文言が入ってるんですか。それがちょっと理解できないですね。それについてもう一回答弁をお願いします。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 第10条についてのお尋ねでございます。

公文書の存否、あるかないかということについても明かさないように認めるような条文、第10条はそのような形となっております。これは、先ほども申し上げましたが、ドメスティック・バイオレンスの例など、町民としてこちらのほうに何か情報があるかないかだけでも、その方に対して危害が及ぶ場合がございますので、そのことを想定された条文となっております。

以上でございます。

〔「ドメスティック・バイオレンスだけなんじゃということのよう。そのほかの情報はないんです、ということ」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） ドメスティック・バイオレンスの例を出しておりますけども、この資料といいますか、解釈の中では「ドメスティック・バイオレンスの情報など」ということで考えてございます。そういう事例もあるということで考えてございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 済みません、1点だけ質疑させていただきます。

平成10年の、従来の、現行の条例ですと、第17条というところに「実施機関は公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする」ということで、非常に、これは住民が公文書の存在を調べようとしたら、検索に必要な資料を作成しということなんで、調べやすいように配慮されてたんですが、その条項が削除というか、なくなって、今回新たなものでは、多分この第27条っていうのがそれにかわるものだと思うんですけど、これだと、具体的にそういう検索に必要なものをつくるっていうことじゃなくて、非常にわかりにくい説明ですね、するのかわからないのかちょっとわからないような。だから、あえてこの17条を何で、せつかくよかったと思うんですが、これを削ったのかっていうことと。

実際に、この17条にうたってるように、「公文書の検索に必要な資料を作成し」ということを実際にやってあったのかということをおっしゃって説明してください。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 前回の公文書開示条例の第17条には、「実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする」ということで書いてございます。また、今回の公文書開示の全部改正したところでは、御指摘のとおり、第27条がそれに当たるものでございます。

平成10年に公文書開示条例が一番最初にできたときには、やっぱり「公文書の検索に必要な資料を作成し」ということで書かれてあったと思うんですけども、今、これは標準の、この公文書開示につきましても規則でありまして、上位法が改正改正になりますと、同じように町の公文書のこの条例につきましても改正をしていかなければなりません。それで、標準の規則というのがありますので、そちらも参考にしながらこしらえたのが今回の事例でございます。

平成10年につきましては、将来的にこういうことも対応していかなあかんというふうな形で17条というのがあったと思うんですけども、実際私ども、公文書の管理については非常に重要な問題で、いつもこのような検索、一応公文書の番号とか分類とかっていうのはやってるんですけども、電子的なところまでの分類等は実際には行っておりません。各課で分類の番号によりまして、分類表によりまして分類をしているような状況でございます。ですから、十分な点もなかったかと思っております。

ただ、今回の公文書開示条例、新たに27条で出ておりますので、こちらのほうで適正に公文書の管理を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 反対討論を行います。

先ほども言いましたように、目的のところに、いわゆる町民の知る権利を尊重し、それから町政に関し町民に説明する責務を全うし、それから、町民の理解と批判のもとに公正で透明な行政を実行し、町民による町政への参加の推進に資することを目的とするという書かれておりながら、中のほうでは、やっぱりさまざまな大きな問題があると思います。

特に、この10番のところもそうですが、開示できない分については、政府でも墨塗をして出してるんです。だから、先ほどDVの問題で出されましたが、それはあくまでそういう表向きの口実にしかしていないというふうに感じる部分があります。そういたしますのも、第7条の第1のところに、この開示請求者に対して当該公文書を開示しなければならないというんですが、そのときに、上のところにもありますが、その(1)、「法令若しくは条例の定めるところ又は実施機関が法律上従う義務を有する主務大臣その他国等の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報」、こういったことで、これは僕は、前に出された秘密条例保護法、こういったことに関連との中で私は出てきていると思います。

そういう意味では、この法律を制定してくることによって、そういう形での下積みがされていくんだなということを感じているわけですが、そういうことで、その下の第7条の1のところ、人の生命、健康、生活または財産を保護するために、こういうことをしっかりと守っていくために、やっぱりきちんとした開示条例をつくるべきだということで、あえてここで変更する必要はないと、条例改正することはないということで、反対の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 失礼します。採決の前に、まず先ほど議員さんから御指摘いただきました第6条の(3)のところなんですけども、「前3号」、これを「前2号」に訂正をさせていただきますと思います。どうかよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） ただいまの訂正に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 原案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 原案に反対の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第15号について原案のとおり可決することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（中岩和子君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第16号 那智勝浦町個人情報保護条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第9、議案第16号那智勝浦町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第16号について御説明を申し上げます。

那智勝浦町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

まず、昨年、平成27年第3回定例会におきまして、個人情報保護条例も、前回のマイナンバーの利用開始に伴いまして、条文等により詳細に規定するほうが望ましい箇所が多数あったことから、条例を全部改正し、整備を行っております。

今回は、施行日が異なることから、この第1条については、行政不服審査法の改正に係る分を第1条のほうで、それから番号利用法の改正については第2条のほうで改正するようにいたしております。

それでは、次のページをごらんいただきまして、新旧対照表も同時にごらんいただいたらと思います。

第1条のほうでは、那智勝浦町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。これは行政不服審査法の改正に伴いまして、不服申し立てに関する規定の見直しが必要となり、一部改正を行うものでございます。

主な改正につきましては、用語や手続の整合性をとることに加えまして、審査手続上の新制度を適用除外とすることとなっております。

第2条につきましては、この中の、第1条の中の第2条につきましては、公文書開示条例が全部改正されておりますので、その文言を調整をしてございます。

その下の第5条からは、この第38条では、不服申し立て手続の一本化に対する対応として、不服申し立てを、今回一緒になりまして審査請求になってございます。「決定」、「裁定」については、「裁定」に改めております。

そのうち、第33条、審理員による審査手続に関する規定の適用除外。開示決定等または開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は適用

しないとしてございます。これは、個人情報保護の審査会が既にあるので、こちらのほうで行うということで、行政不服審査の関係は適用除外としております。個人情報の保護の審査会があるので、こちらのほうで行うということです。

第34条は、審査会の諮問に係るところでございまして、実施機関がした開示決定については、行政不服審査法の規定に基づく審査請求があった場合には、実施機関は、審査請求が不法であり却下する場合等を除いて、速やかに町の個人情報保護審査会に諮問して、その答申を尊重し、審査請求に裁決を行うものというものが追加されております。ここもやはり、個人情報保護審査会のほうが優先されるということでございます。

次に、裏のページ、新旧対照表は最後のページになるところです。見開きになるところです。

第2条の那智勝浦町個人情報保護条例（平成27年条例第31条）の一部を次のように改正する。

番号利用法の、こちらのほうは番号利用法です、番号利用法の改正に伴い、特定個人情報の情報提供等記録について、必要な措置を講ずるために一部改正をお願いするものでございます。

この主な改正は、用語や手続の整合性をとることに加え、審査手続上の新制度を適用除外とすることでございます。

第2条の定義の用語といたしまして、第6号、情報提供等記録というのがございます。情報提供等記録、番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報を言います。第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報を言います。これが情報提供等記録、個人番号の関係で、番号制度の関係で追加されてございます。

また、第15条の目的外利用及び外部提供の制限では、第4項に保有特定個人情報のただし書きで、個人の生命、健康、生活または財産を守るため緊急、やむを得ないと認められる場合、これにつきましては災害等を想定したものであると考えますが、その場合には、保有特定個人情報を目的外利用することができるがありますが、保有特定個人情報の情報提供等記録を除くとしてございます。目的外利用することができるがありますが、保有特定個人情報の情報提供等の記録については除くとしてございます。

第25条の2、情報提供等記録の適用除外の追加。情報提供等記録については、前の23条と24条の規定では適用しない。情報提供等記録とは、これは先ほども申し上げましたが、情報提供ネットワークシステムを使用して、どのような特定個人情報がどの機関でやりとりをされたかに係る記録、アクセスログと呼ばれるものでございます。

情報提供等記録とは、情報提供ネットワークシステムを使用し、どのような特定番号の情報がどの機関間でやりとりされたかに係る記録でございます。

第23条は訂正の請求権、第24条は過去の請求権につきまして、この規定は適用しないと。情報提供等の記録については、23条、24条の訂正や消去の請求権は適用しませんというのが今回の話でございます。

第30条は、開示等の実施については、第5項で自己情報の訂正をした場合、実施機関は、請求者及び収集、目的外利用する者に通知しなければならないとしておりますが、自己情報の訂正で、情報提供と記録の訂正を除くというようにするものでございます。

次の第6項の追加につきましては、情報提供等記録の訂正をした場合には、実施機関はその旨を請求者、情報照会者、情報提供者に対して遅滞なく書面により通知しなければならないとしてございます。

附則といたしまして、この条例中第1条の規定、行政不服審査法に関連する改正は平成28年4月1日から、第2条の個人番号利用法に関連する規定につきましては、29年1月1日から施行するとなっております。

以上でございます。どうかよろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 1つは、例えばこれを調べるときに出されてきて、さあ慌てて調べたんですが、やっぱり調べても、次々次の調べる項目が出てくるんで、時間がかかってしょうがないんです、本当に。

ほんで、これ総務課長わかってたら教えてください。改正前、改正後のやつの2枚目のところですね。第33条、開示決定等、また開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法規定は、9条第1項の本文の何々は規定しないと。ほんで、私それ調べたんですが、これを見てもさっぱりわからないんです。ちょっと総務課長、わかってたら教えてください。

それから、審査請求が不適法でありということでも却下する場合、これには具体的にどういうものがあるのか、わかれば教えてください。不適法というやつがどういうものがあるかという。

以上、2点です。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 第33条の審理員による審査手続に関する規定の適用除外についてでございます。開示決定等または開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1条の規定は適用しない、不作為の事例があった場合に、審査請求については行政不服審査法の規定は適用しないということでございます。

この不作為に対して何があるかということまで私今回調べてございません。

そしてまた、第34条の審査会への諮問、実施機関がした開示決定については、行政不服審査法の規定に基づく審査請求があった場合には、実施機関は速やかに町の個人情報保護審査会に諮問して、その答申を尊重し、審査請求に裁決を行うものとするということが追加されておまして、その適用除外として1、2の項目がつけられております。その一つが、「審査請求が不適法であり却下する場合」と記載されてございます。

その不適法につきましては、法律に適さないといえますか、不法なものということで考えてございます。実際の例にまではちょっと調べてございません。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） だから、こういう条例は、国のほうから改正するからそれに伴ってしなければならないということだろうと思うんですが、私たちもそのことに対してはやっぱりある程度周知をしておかないと、特に改正された部分については、ここがこういうふうに変更されますよということをしておかないと、やっぱり後々私はやっぱり大変なことになってくると思います。

今の第33条の「第9条第1項本文の規定は、適用しない」、こうあったんで私調べたんですが、この第9条のところも、「内閣府設置法第49条第1項もしくは第2項または国家行政組織法第3条第2項に規定する委員会」と、こういう文章なんです。だから、さっぱりわからないんですよ。

だから、何がどう変わるのかということをおある意味で具体的に提示をしていただかないと、特にこういう個人情報を守っていくという点ではわからないと思うので、やっぱり前もってそういうところは議員のほうにもきちんとかういう説明をしてもらおうとかということも含めて提案をしていただきたい。これが要望です。

質問のほうは、もう多分これ以上質問しても、総務課長のほうもつらいと思いますので、あえて言いませんが、やはり不適法であれば、不適法であるような事例が例えば具体的に示されないと、私たち、ああ、なるほどなという対応はできませんので、そういう点、今後の問題として配慮をしていただきたい。これは、済いません、質疑ではありませんが、それについての私の申し入れといえますか、今後の対応についてをお願いをしたいと思います。

その分についてはやっぱり説明は無理ですね。それだけちょっと確認したい。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 条例改正につきましては、できるだけ資料等も提示させていただいて、私ども説明する側にとりましても、できるだけわかりやすく説明をさせていただきたいと思っております。

今回、この2点につきましては、私ども、それ以上の資料は持ち合わせてございません。後ほどまた、資料のほう確認させていただきまして、議員さんには提示をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

10番津本君、反対討論ですね。

○10番（津本・光君） 反対討論とします。

先ほども言いましたように、この問題は、本当にいろんなところで、個人ナンバー法の問題と合わさってさまざまな形で出てきております。したがって、やっぱり一字一句しっかり見ておかないと、後々やっぱり大変なことになってくると思いますので、やはり情報提供に対してはきちんと整理をして出していただきたい。それから、早目に出していただきたいということをお願いしておきます。

それから、この番号法の問題、先ほども別の議案で反対討論させてもらったんですが、小手先のところで削除したりとか修正したりとかということもされても、番号法そのもの自身がやっぱり大きな問題を持っていますので、完全にプライバシーを保護という点からいうたら、これは今のところ全く保障できないというのが実態として私はあると思います。

したがって、それに伴って関連して出てくるさまざまな問題については、私としてはやっぱり承諾はできないということで、特に今回の問題、先ほど言ったように、いろんなことが具体的にはわかりませんので、反対したいと思います。

以上です。

○議長（中岩和子君） 原案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 原案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第16号について原案のとおり可決することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

○議長（中岩和子君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第17号 那智勝浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を 改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第10、議案第17号那智勝浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第17号について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例。

本条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表も一緒にごらんをいただきたいと思います。

この人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づきまして、本町の人事行政の運営等の状況、職員数や給与の状況、勤務条件等を公表をしてございます。

第3条には報告事項が載っております、定めておりますけども、条例のほうで、改正上これは逆さまになってますけども、まず第2号のほうで、平成28年4月から本格実施となります職員員の人事評価の状況、これを公表する条例となっております。

それとまた、第7号のほうでは、職員の退職管理の状況を追加してございます。

次の第5条は、行政不服審査法の改正に係る文言の整理でございます。

先ほども申し上げましたが、不服申し立てが審査請求に一元化されたことによるものでございます。

第6条については、公表の時期でありまして、これまで毎年9月末に実施しておりましたが、毎年3月末に変更をしてございます。これは県内の近隣市町村の例に倣ってということでございます。

第7条は公表の方法で、今回(2)といたしまして、インターネットを利用して閲覧に供する方法を追加してございます。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するでございます。

以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） 濟いません、改正後のこの第3条の2の職員の人事評価の状況っていうのに、もう少しちょっと詳しく教えてください。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 今回、条例におきまして職員の人事評価の状況が追加されております。これにつきましては、平成28年4月から本格実施となるものでございまして、任用、給与、分限その他人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価ということでございます。これにつきましては、能力評価、それから業績評価がございまして、

人事評価の結果に基づいたこれから措置を考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） 濟いません、この評価、任命権者っていうことは、町長がこれ職員全員の

評価をするっていうことですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 28年4月から、この人事評価制度、既に28年4月からは法律で決められて評価をしていきます。これにつきましては、それぞれ部下を上司が、その上司をまたその上司がというふうな形で、最終的には副町長、町長が人事評価、最終的な評価になると思いますけども、私も管理職全員の人事評価をする形となっております。今現在、試行のような形で実施しておりますけども、その体制の確立を今しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） これって、その項目に分かれて、点数制で評価するようになったんですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 先ほども申し上げたんですけども、そうですね、個人が目標を立てて、その職務を遂行するに当たって発揮した能力、業績を把握するような形となります。それにつきましては能力評価、これは職員の職務上の行動等を通じて顕在化した能力を把握する、どういうふうな能力が持ってるかということ、それから業績評価、職員が果たした職務、またそれをどの程度達成したかについて把握をするようになります。

これらの2つの評価を合わせまして、勤務成績を反映した、例えば給与とかというふうな形、効果的な人材育成を図っていくということでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかにございませんか。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） ちょっとお尋ねします。

これまでに勤務成績の評定ということであったわけなんですけども、今度人事評価の状況ということに変わるんですけども、勤務成績の評定が削られて、人事評価の状況ということに変わるんですけども、その違い、どういう点が違ってくるんか、ちょっとその点確認させてください。

それから、退職管理の状況というのは、これはどういう管理をするんか。

それから、公表の方法なんですけども、その公表内容なんですけども、大体どのような内容を公表するんか、ちょっとそれもわかりましたらお願いします。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） これまでも勤務評定を行ってまいりました。試行も何回か実施してきたんですけども、今回は、国家公務員の人事評価、これが平成19年から国家公務員法の改正によりまして導入されて、国家公務員については平成21年から実施されているところだと思っております。

地方公務員につきましても、助言等により、人事評価制度の導入を促進しろということで、

この平成28年4月から本格実施となります。

制度としてはよく似た形のものですが、今回の人事評価制度の項目に沿って行っていくものであります。それにつきましては、能力評価とか業績評価とか、そのような手法がございます。

それと、職員の退職者管理の状況なんですけども、これにつきましては、管理職であった者の公益法人等外部の組織に再就職した人数等、そういうふうなものが考えられるところでございます。

そしてまた、人事評価の状況の公表の要件ですけども、現在のところ、国からこの公表の様式っていうのは示されておられませんので具体的な項目っていうのはわからないんですが、例えば評価の期間、いつからいつまでとか、評価対象者、人数、それから中身にまでは言及はないと思うんですけども、どのような形で実施しているかというふうなことを公表していくものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） ちょっとその公表のほうなんですけども、その人数という関係なんですけども、その人事評価されて、段階別に何段階かに評価されますよね。そうした中で、どういう評価項目があるんかわかりませんが、そのA B C Dと仮に高い順から、能力の高い者から、評価の高い者からずっととしたとした場合、それに対しては何人、それに対しては何人と。それで、一番低い、仮に低いのがDなりEなりのそういう評価になるんでしたら、それも何人というふうな、そういう評価になるんでしょうかね。その点だけちょっと確認させてもらいます。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議員お尋ねでございますけども、現在のところ、国のほうからの公表の様式っていうのがまだ届いてございません、示されてございません。具体的な項目についてはわかりかねます。

ただ、先ほども申し上げましたように、期間とか対象者とか人数とか、どのような形で人事評価をやっているかというものがまずあるのかなと、その内容にまで言及してるかどうかまではちょっと今のところ把握できておりません。

以上です。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） その評価なんですけども、やはり役場関係、いろんな部署がありますんで、その人間に対して適しているか、適してないか、その職がですよ、そういうこともありますし。ですから、その何々課におるから、この人間はもうその仕事についてはちょっと不十分やと。これが、違う場所行って、そこで能力発揮する場合がありますんで、十分、この人事評価というのは十分、その個人の能力を評価するわけですから、十分注意しながら、きちんとした把握を進めたっていただきたいと思うんですが、いかがですか。



○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 人事評価制度の導入につきましては、議員おっしゃりますように、公正に、厳格にやっていかなければならないと考えております。

そしてまた、各部署によりまして、目標の設定の仕方とかというのが各課によって違いますので、そのあたりも十分考慮しなければならないところかと思っております。

評価者研修、被評価者研修、評価者研修、まず管理職のほうからもうやっておりますので、制度のほうを、28年4月からの実施が決まっておりますので、制度のほうを着実に実施していただけるように、職員の研修等も行ってございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 1点は、公表の時期の問題で、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときという、この第2条第4項のこれがちょっと私わからないんです。見ようと思ったんですが、ちょっときのうも時間がありませんでしたので、ちょっとよう見ませんでした。それをちょっと1つは教えていただきたい。

先ほどのインターネットの公表で、具体的にどういう形で出てくるかわからないという答えでしたですね。なのに、なぜ提案されるんですか、今。今せないかんのですか。そこら、もうちょっと具体的に明らかになってからでええと思うんですが、そこも出ていないのに、こういう条例だけを改正する、ちょっと腑に落ちないなと思います。

それから、評価する場合にどういう形で評価をされるんか、例えばAからEとか、5から1とか、そういう形で評価されて、数字かなんで採点されるのかということ。

それから、先ほどの話のそのインターネットを利用して閲覧できるということになれば、一体その人のプライバシーの問題どうなるんかという点、ちょっとそれをお聞きしたいです。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議員お尋ねの一番最初の、その第6条の公表の時期のところの第2条、第4条の報告を受けるときでございますけれども、第2条につきましては、「任命権者は、毎年6月末までに町長に対して前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない」となっております。第4条につきましては、公平委員会の報告でございまして、「公平委員は、毎年6月末までに町長に対して前年度における業務の状況を報告しなければならない」となっております。2条と4条につきましてはそういうことでございます。

それから、インターネットを、今回第7条におきまして、インターネットを利用して閲覧に供する方法を追加してございますけれども、先ほども申し上げましたように、その公表する内容については、個人のプライバシー、職員のプライバシーとか、人事評価で何割の人がどうなったかということまでされるかどうか、私どももちょっと把握してございません。そこまではないと思っております。国から示された様式のとおり公表していくことになりまして、その公表予定で考えてございます。その中身につきましては、今のところ評価期間、評価対象者何人とか、人数とか、そういうふうなものを考えてございます。

インターネットにつきましては、これまで役場の中へ来ていただいて、多くの町民の方々に閲覧できる方法に加えまして、インターネットでもこういう公表を行っていきますよ。例えば、財政状況につきましても公表する内容等も出しております、それらと同じように、インターネットでこの人事行政の運営等につきまして、那智勝浦町はこのような形でやっておりますというふうなことをお知らせするものでございます。どうか御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） したがいまして、今それをここで決めないかんのですか、今回で決めないけないんですか、それが1つですね。

それから、だからプライバシーの問題、今ここで言われてるやつは人事の問題であって、行政の中身の、行財政の問題で聞かれてるのではないんで、インターネットの問題も、それとは比較してもらったら困ると思うんですよ。そやから、個人のプライバシーが守れるのかということでは私は聞いてるんであって、そこがはっきりしないのに、なぜこの条例だけが先出てくるんですか。それがちょっと気になります。もう一度お答え願います。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 人事行政の運営等の状況はこのような形で公表しなさいというふうな形で指導も受けてやっておりますことでございます。国から示された様式により、今後公表をしていくことになります。

例えばこの個人のプライバシーに係ることは、こういう公表は当然できないと思っております。そういうところまで国のほうも公表しなさいとはなって、今私どもが考えてる項目から見ても、そういう項目はございません。

以上です。

[10番津本・光君「今回でせないかんのですか、そこを聞いてない」と呼ぶ]

○議長（中岩和子君） 今議会でこれを。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 失礼しました。今回、条例を改正いたしまして、28年4月本格実施になります人事評価につきましても、そしてまた退職管理の状況につきましても公表をしていくことになります。これにつきましては、国等の指導を受けてやっておりますことでございます。

以上です。

[10番津本・光君「先延ばしはできないかということ」と呼ぶ]

○議長（中岩和子君） できないね。

[10番津本・光君「延期はできないんか」と呼ぶ]

[「法的に先回しできるんかい。先回しできるんやったら、その人事評価とかそういうの見て、ああ、それやったら大丈夫やなという

のをやっぴいかなかあかんわ」と呼ぶ者あり]

引地さん、挙手してください。きちんと質疑してください。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 平成28年4月1日から公表しなければならないというふうなことで聞いております。

プライバシーについては、当然入ってございません。

以上です。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） ということは、そしたら国の様式がわからないままに、いわゆる発令をしていくということになるわけですね。それを最後に確認をしときたいと思うんですが、僕、インターネットで仮に公表されたとしても、そりゃプライバシーに係るようなものは出さないと思っていますよ。だけでも、国の様式がはっきりしないのにこれを出してくるということ自身にちょっと納得がいかないんです。

以上です。その確認だけ。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 先ほども御説明させていただいたとおり、私どもの今確認している状況では、評価の期間、評価対象者、人数等が考えられるとしてございます。プライバシーについては入ることはないと考えております。

そしてまた、報告事項、このもとの条例の中にも報告事項があるんですけども、職員の任免及び職員数に関する状況、職員の給料の状況、職員の勤務時間その他勤務の状況、職員の分限及び懲戒処分状況、職員のサービスの状況、職員の研修及び勤務成績の評定の状況、これが今回の人事評価に当たるものですね、職員の福祉及び利益の保護の状況、その他町長が必要と認める事項、これらの項目について公表をすることとなっております。

大体このような項目でございますので、人事評価につきましても、私どもが想定しております期間とか対象者とか人数とか、そういうふうな形になるものと考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

10番津本君、反対討論ですね。

○10番（津本・光君） 先ほどからちょっと聞いてるんですが、具体的なことが明らかになっていないにもかかわらず、条例だけが先に発令されるというのは、やっぱり人を見ていないと思

います。そういう人を見てない評価が人事評価としてされることについては、私はやっぱり納得できません。

1つは、人が人を判断するというのは大変難しいですね。それが、一個人がそういう立場をもって一人の人間を評価し始めますと、そこでは当然上下関係が生まれ、そして、言えば下のほうからはやばなことを言わんとこということで、仕事に対する意欲の後退、私は出てくると思います。

私も、これを実際にやられたことがありましたとき、そのとき私管理職に言いました。私がなぜあなたに評価されなければいけないんですか、私が評価されるのは子供です、生徒です。子供に、生徒に評価されるんだったらわかります。けども、あなたからそういうふうにしてこういう、あなたはAだとかBだとかというふうにして評価される理由はないというふうに私申しました。そのとき私はBと評価されました。私は、なぜ私がBなんですかと聞きました。そしたら、誰が職場の中でAなんですかと聞いたら、管理職は、いろいろ言いましたね、ごまかしを。そしたら、みんなに聞いてください、私が仕事してるのが、うちのクラスに行って子供に聞いてくれても結構ですよ。Aという評価をするのか、Bという評価するのか、Cという、子供が、うちのクラスの子たちがBという評価をしたんだったら私納得します言うたんです。そしたら、Aに変わりましたですね。こういう人事評価なんです。

だから、人をパーセントによって決めていく、人数の割合を決めていく、そしてそれによって賃金を振り分けにしていく。そうなれば、これは後で出てきますが、一生の退職をした後の一生の自分の生活にもかかわってきます。そうすれば、やっぱりやばなことは言わんとこ、そういう人間関係が出てくるんです、職場の中で。そうすると、やっぱり人間関係は壊れやすくなります。壊れやすくなったときに、何が起こりますか。やっぱり業務の停滞ですよ。これが一番怖いんです。

だから、安易に僕はこういったことについては導入すべきじゃないというふうに思います。国の施策であったとしても、それは地方のほうから声を上げていくことも大事だし、そういうことをやっていかなければ、上から言ってきたら、はい、何でもやりますと言ってあったら、やっぱりそこで働く人たちの気持ちがやっぱり、人は守れていかないと私は思います。

そういう意味で、この人事行政の運営等に関する問題については反対をしたいと思います。以上です。

○議長（中岩和子君） 原案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 原案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第17号について原案のとおり可決することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

○議長（中岩和子君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

12時00分 休憩

13時27分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第18号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

○議長（中岩和子君） 日程第11、議案第18号行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第18号について御説明申し上げます。

次のページお願いいたします。

〔議案第18号朗読〕

新旧対照表がございますので、そちらも御参照いただきたいと思います。

先ほどから説明のとおり、行政不服審査法の改正に伴いまして、本町の関係する条例、今回は那智勝浦町行政手続条例、それから那智勝浦町固定資産評価審査委員会条例、また那智勝浦町手数料条例について所要の整備を行うものとなっております。

第1条につきましては、那智勝浦町行政手続条例を改正するもので、第3条第1項第10号中、「異議申立て」及び「決定」を削るものとなっております。この異議申立て、決定につきましては、審査請求に一元化されるため、なくなっております。

第2条につきましては、那智勝浦町固定資産評価審査委員会条例を改正するもので、第2条第7号中の「決定書」を「裁定書」に改めるものでございます。

第5条第3項中の「、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項に規定する書面を添付し」ということを削るとなっております。書面の提出不要ということでございます。

第7条第2項中、「容認」を「認容」に改める。

また、第12条中の「決定」を「裁決」に、「決定書」を「裁決書」に改める。

また、第5節の第14条と第15条を1条ずつずらしまして、14条に手数料についての条例を追加しております。

第14条は、38条第6項の規定により読みかえて適用する第4項の規定により納付しなければ

ならない手数料の額は別表に定める額としてございます。

また、附則の次に、別紙のページの(3)、一番最後のページになりますけども、のところに第3条関係ということで、別紙、用紙等の種類によって金額を規定する表、今回は電磁的記録というものも追加されてございます。そしてまた、コピーの用紙、単色は10円、カラーは50円をつけ加えてございます。

戻っていただきまして、第3条那智勝浦町手数料条例について、別表(第2条関係)の中の「その他の証明」の前に「用紙等により金額を規定する表」、同じく電磁的な記録の項目の追加、それとコピーの単色1枚10円、カラー50円を入れてございます。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長(中岩和子君) 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中岩和子君) 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中岩和子君) 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中岩和子君) 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中岩和子君) 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第18号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中岩和子君) 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 議案第19号 那智勝浦町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長(中岩和子君) 日程第12、議案第19号那智勝浦町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事(総務課長)(城本和男君) 議案第19号について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

新旧対照表も一緒に御参照ください。

〔議案第19号朗読〕

第2条表中の「下里コミュニティセンター、大字下里2797番地の1」を今回の改正により削除するものでございます。

下里のコミュニティセンターにつきましては、昭和58年3月に完成をいたしまして活用されてまいりましたが、平成24年9月に下里出張所が下里地区に移転した後、条例に定めるところのコミュニティセンターとしての利用がなく、改正をお願いするものでございます。

遊休施設となっております、社会福祉法人いなほ福祉会から障害者の方の福祉事業所として借り受けたいとの申し出を受けております。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するとなっております。

以上でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） ちょっと確認だけさせていただきます。

その下里コミュニティセンターという名称が消えるということなのですが、これは、建設時、そのコミュニティセンター機能整備助成金というのをもらって建ててるんですけども、それについてはもう問題ないのかどうか。

それと、そして今後の管理、それは建物の管理も全部含めて、その補修とかそういうような、その建物自体は、これは町の町有施設としてはそのままいくんですね。そしたら、貸して、管理関係でどこまでその向こうが管理するのか、町がそのまままた建物等の補修とかそんなものをせんなんのかどうか、ちょっとその点確認させてください。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 下里コミュニティセンターでございます。出張所も兼ねておりまして建築をしました。コミュニティセンターの機能整備助成金を活用して建設しております。

こういう補助金等、起債等をいただいて建設したものでございますけども、この適化法というものがございます。補助金等適正化法律第22条の規定に基づくものでございます。それにつきましては、平成20年に補助対象財産の転用等の弾力化という通知がありまして、それについてはおおむね10年を経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなすというふうな判断がございます。

以上でございます。

それと、施設の補修の関係ですけども、通常補修については、もう借りていただいた方をお願いしたいと思っております。それから、大規模なものについては、ちょっとこれからもう一度打ち合わせをさせていただくんですけども、大規模なものについてももうできるだけやっていただくような形をお願いしようと考えております。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第19号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第20号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第13、議案第20号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第20号について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

〔議案第20号朗読〕

また、新旧対照表もごらんいただきたいと思います。

今回改正につきましては、報酬を支給すべき委員等を追加するものでございまして、「友好都市連絡協議会委員」の次に「集落支援員、月額16万6,000円以内」、また「地域おこし協力隊員、月額16万6,000円以内」、次に「農業委員会委員」の次に、農地の利用状況を調査するため「農地利用最適化推進委員、月額5,000円」、「外国語指導助手」の次に、インバウンド、マルシップサポート、異文化交流のための「国際交流員、月額33万円以内」を追加してございます。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行する。

なお、質疑に対する答弁はそれぞれの担当課長からさせていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） 済みません。新たにこの農地利用最適化推進委員という、この主な、どういう仕事をなされるのかと、ほんで一番下の国際交流員というの、現実今本町にあるんですか。どういう業務をなされるのか、説明してください。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

農地利用最適化推進委員についてでございますが、こちらのほう、農業委員会等に関する法律の一部改正によりまして新たに設けられているもので、農業委員会の行う業務のうち、農地等の実態把握、それから調査、パトロール、農地利用の集約化など調整支援を行うものでございます。

それから、国際交流員につきましては、業務といたしまして、外国人観光客の対応とか、パンフレットの翻訳、それから自国へのプロモーション等を考えてございます。

現在、こちらのほうはおりませんで、来年度新たに募集をかけるものでございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） この最適化推進委員というのは、今までこの仕事を農業委員会の人がやってくれやった仕事なんかな。それを分担して、この人たちがその部分を専門にやるっていうことになるんですか。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

議員おっしゃるとおり、農業委員の仕事のうちのその現地の部分をつかさどるということでございますが、農業委員については、そのほかに審議と判断、それから許可の業務等を別にやっていただくというような格好でございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） ちなみに、済みません、これ両方、さっきの国際交流員も含めて何名ぐらいになるんですか。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

最適化推進委員のほうは、上位法のほうで決められておりまして、当町の適正化人員といたしましては4名、それから国際交流員のほうは1名を予定しております。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

2番左近君。

○2番（左近 誠君） ちょっとお尋ねいたします。

集落支援員でありますね、これについての内容、それと業務、どういう仕事をしてるのかと。それと、同じように地域おこし協力隊員、これもどういう、人材の範囲あるでしょう、募集するのに、こういう資格とかというふうなあれもちょっと教えてください。

それと、町長も先ほど、最初議会始まったときに説明しておりました国際交流員のことをちょっと述べておられましたけど、C I R、今ちょっとあれですけど、観光協会とかそういうようなところにも派遣みたいなことをされるのか、活用ですね、広いと思うんですけど、それはどのように考えておられるのか、その点、お尋ねいたします。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 集落支援員と地域おこし協力隊に対する質問でございます。

集落支援員につきましては、色川と、それから太田に1名ずつ今配置しております。限界集落の目配り役として、中間地域の集落を巡回し、各世帯の状況把握や集落の共同作業の手伝い、困り事相談など幅広い分野を支援する。総務省から2008年から始めた事業でございます。財源は特別交付税で措置されるというものでございます。

また、地域おこし協力隊につきましても、主に3大都市圏、政令指定都市から過疎地などへの移住・定住を促すために総務省が2009年に創設したものでございまして、隊員の活動はおおむね1年から3年間、地域おこしの活動経費として、年間400万円程度を限度にして国が支援をさせていただいております。

本町におきましては、色川の集落支援員さんにつきましては、団体の事務局、区長連合会とか地域の推進の委員会の事務局、移住交流の促進、視察対応、各種団体のサポート等をしてございます。太田地区につきましては、過疎対策事業等に関する事務、各地区の高齢者の訪問等、区長連合会の事務局等も実施してございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

まず、地域おこし協力隊でございますが、観光産業課のほうでも来年度鳥獣害対策に対する地域おこし協力隊っていうのを考えてございます。こちらについては、鳥獣害対策で猟友会等に捕獲あるいは電柵などの防護、花火などの追い払いを行っておりますけども、これらを含めて対策できる人材がないのが現状でございます。

そういった中で、この捕獲に従事される方を地域おこし協力隊として雇いまして、後継者対策等々もやっていきたいと考えてございます。

それからもう一つ、那智駅交流センターの職員の現在働いている方が今年度で1名退職となります。その人のかわりに地域おこし協力隊を雇えないかということで考えてございます。

活用のイメージといたしましては、都会からの視点を持った人に来ていただいて、お客様に喜ばれる道の駅のイメージをつくっていければなと考えてございます。

そして、国際交流員でございますが、今のところ、その観光協会常駐っていうのは考えてお

りません。ただ、協会と当課のほうと行ったり来たりということでインバウンド対策を広くやっていただきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 2番左近君。

○2番（左近 誠君） 概略大体わかったわけですが。集落支援員でありますよね。この場合、言うたら地域定住者を活用するっていうことが大きな目的だと思うんですが、そういって、色川へかわってくると、そういう人らを優先的に雇うとか、そういうことはないのでしょうか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 集落支援員さんにつきましては、行政と住民との間に立って、限界集落等の悩み事等、幅広い分野で支援する役割を担っております。

ですから、ある程度の周辺の状況が見える方というふうなことになるかと思えます。

また、地域おこし協力隊につきましては、3大都市圏や、今基準が随分緩んでまいりましたけれども、都会からこちらへ来られる方というふうな位置づけになってございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 2番左近君。

○2番（左近 誠君） 仕事の内容なんですけど、集落支援の。例えばこれ、給料として16万6,000円、一応以内という形になっておりますが、月何日ぐらい一応勤務というか、仕事というんか、されるのか、ちょっとその点。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 通常の職員の勤務と同じでございます。以前は、これは賃金でお支払いということでございますけれども、それを、地元からの要望もありまして、報酬に置きかえております。勤務日数につきましては、20日ないし、それプラスの人数、職員と同じでございます。20日プラス何日かだと思えます。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 濟いません、ちょっと確認いたします。

この集落支援員と地域おこし協力隊員、これまでもう何年も賃金ということで、臨時雇い職員で雇っていたと思うんですけども、何で今回このその費用弁償の条例、特別職の非常勤の報酬条例ですね、これに載せるのか。その勤務体制は、通常の職員と同様の勤務体制やのに、非常勤というこの欄に上げること自体が適正なのかどうか、ちょっとその点確認いたします。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 集落支援員と地域おこし協力隊についての御質問でございます。

大体一月に22日ぐらいの勤務ということで、計算してございます。

これまでは、賃金ということでお支払いをしていたんですけども、地元のほうから、仕事

の内容によりましてもう少し上げてもらいたいというふうな要望もありまして、今回報酬として上げさせていただいております。

報酬になって何がかわるのかということだと思いますけど、身分的なものもあると思うんですけども、町の職員ではなくなるんですが、設置要綱によりまして守秘義務等は守られるような形となります。そしてまた、公務災害につきましても、非常勤の特別職ということでその対応ができる、旅費については費用弁償というふうな形となります。

報酬ということなんですけども、労働対価に得る金銭であって、成果と単純に捉えるのと、それともう一つは、やっぱりもうほとんど賃金と変わらなく、賃金に含まれるような状況で使われる意味がございます。今回につきましては、もうそういう意味の報酬ということで考えております。事業所得とか雑所得に含まれるものではないというふうな考え方でやっております。

報酬の金額なんですけども、近隣の市町村と比べまして、どちらかという低いほうでありまして、集落支援、そしてまたよそから来ていただく地域おこし協力隊、魅力のある人材を確保したいということで、周辺の市町村と合わせた報酬を設定してございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） ちょっと確認なんですけど、報酬になった場合、今までは賃金ということで、社会保険などの入ってたと思うんですよ、かけて、半額負担とか、そういう報酬になった場合、これはどのようになるんでしょうかね。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議員さんおっしゃられましたの、ごもっともでございます。

私どもも、これに関しまして調査したんですけども、勤務の形がどのような形であっても、今おっしゃられましたように、22日勤務ということで、常勤の状態であれば、社会保険等は当然かけていくべきと、かける必要があつて、そういうふうな報酬ということであっても、社会保険等はかける必要がございます。

また、税につきましても、給与所得の控除も認められる等、実際の賃金とは大差がございません。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 今までと同じような条件で雇用するということですよ。ただ、そうした場合、わざわざこの報酬条例のほうへ載せかえる必要があるのかどうか、ちょっと疑問なんですけど。何も金額のほうは、これ合わせたような形で、臨時雇いの賃金のほうでやればいいんであつて、この報酬条例のほうへ載せましたら、もうずっとこれ載るわけですね、もう名称が、地域おこしも集落支援員も、その条例改正しない限りは載るわけ。賃金でやった場合は、必要がないようになってきたら、もうその場で切れる。大体半年雇用とか1年雇用、更新でやるわけですから、臨時雇い賃金でやるわけですから。必要がない状況が、町の財政が悪く

なって必要がないようになった場合に、そういう雇用については切れるけども、これへ、条例へ載せてましたら、条例改正せん限りはこの項目は外せれんということになるんで、これどんなんですかね。ちょっと安易に条例改正し過ぎやないかいなと思うんですが、どうでしょうかね。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 非常勤の特別職へ充てるのがどうかということでございますけども、ほかの、今回要望がありまして、ほかの市町村はどうなのかということ进行调查いたしました。その中で、やはり報酬として、非常勤特別職の扱いをしてるところがありました。そちらのほうどちらかという和多いのかなということ、そちらのほう、ほかとの報酬といたしますか、対価も合わせたいということもありまして、そのような措置をさせていただきました。

ただ、その制度をやめるかどうかは、確かにその条例に載せてますのでそうなんですけども、条例には上がってますけども、その運用をやめるかどうかというのはまた別問題になるかと思えます。もしも本当に必要がなくなったのであれば、その時点でまた条例改正をするということになるかと思えます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第20号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第21号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第14、議案第21号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第21号について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

〔議案第21号朗読〕

新旧対照表も同時にごらんいただきたいと思います。

今回の条例改正の内容につきましては、大きく3項目あります。1つは、本年度、2015年の人事院勧告に基づきまして本町の条例改正をお願いするもので、俸給表、給料表の改正と、それから勤勉手当の支給率を0.1カ月ふやす、これは民間との格差をなくすためにそのような改正をお願いしております。

2つ目は、現在規則のほうで規定をしております等級別基準職務表、これを規則じゃなしに条例のほうで規定するように定められたものを本条例に加えることも行っております。

それから3つ目は、先ほど来お話しさせていただいております行政不服審査法等の改正による各種文言の整理となっております。

まず、条例第1条では、第21条の期末勤勉手当、21条は期末勤勉手当でございますけども、これの人事院勧告によるもので、一般の職員の勤勉手当のほう、勤勉手当の支給率で「100分の75」と書いてあるものを「100分の85」に改めるものとなっております。一般職につきましては0.1カ月の引き上げということになります。

それとまた、再任用の職員なんですけども、再任用の職員は、勤勉手当の支給率を「100分の35」を「100分の40」に改めるものとなっております。これは、勤勉手当の支給率を0.1カ月引き上げるものです。

これについて、附則のほうで公布の日から施行するとなっておりますけども、附則の1、附則の2のほうで、俸給表の給与の改定については27年4月からやります。それから、勤勉手当の支給率については27年12月1日から適用としますということです。

次に、2条では、第1条は単純に文言の整理となっております。

第8条のところ、2行下を見ていただきますと、第8条のところは、第8条につきましては給料表等について定めております。第3項で、改正前には職員の職務内容は規則で定めるとしてありますが、これを職員の職務は職務の等級に分類するものとし、その分類の基準となるべく職務の内容は、別表4で定める等級別基準職務表に定めるとおりと、条例で定めることとしてございます。今まで規則で定めていたものを条例で定めるように変更してございます。

中ごろの第20条につきましては、行政不服審査法の改正に伴う文言の整理です。

第21条は、先ほど説明しました勤勉手当に係るものですが、27年度の支給後、今回第1条のほうで27年度の支給のほう規定させていただきます。その支給後、28年4月、この新年度からは、一般職について「100分の85」を「100分の80」に、再任用の職員については「100分の40」を「100分の37.5」に、これはその第1条のほうで、27年度分を一時的な措置で0.1カ月分引き上げをしましたが、28年度分については一時的な措置を平準化する、もとへ戻すような形のもの、平準化するものとなっております。

また、第29条は、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務について、法の改正により文言

を追加するものとなっております。

最後に、別表を別紙のように改めるとありますが、これについては、人事院勧告に伴う改正によりまして、俸給表の水準を0.4%引き上げております。0.4%引き上げてございます。この改正につきましては、例えば本町の平均給与、38歳で28万6,400円ぐらいですが、大体1,200円、0.42%の増額となっております。

附則のほうで、第2条については28年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。どうかよろしくお願いいいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） 済いません、非常に説明聞きやってもややこしんで、簡単に聞きますけど、職員の給料は上がるということで理解してよろしいですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議員お尋ねの職員の給与の上昇でございますけども、先ほども説明させていただいたとおり、俸給表の水準を0.4%引き上げを行っておりますので、給与については上がります。ただし、前回の人勧、去年の人勧によりまして、ときも0.27%上げていただいたんですけども、その後、27年度の給与を置きかえにいったときに、見直しした中で0.4%下がってます——申しわけない、2%見直しにより引き下げた形になります。ですから、2%の引き下げたものから、また0.4%上げたような形でありまして、実質0.16%の減、去年から比べたらですけども、給料表については0.16%の、単純にですが、減額となっております。

以上です。

○議長（中岩和子君） よろしいですか。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） 去年の12月ですが、減額補償しましたよね。そんななかったですか、去年の12月ごろやったと思う。おとしですか。そのときは、人勧から下がるということで、そのときに減額補償をしたと思うんですけど、そのときより上がるんですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 前回、民間との準拠ということで、減額等の措置もあると思います。その中で、26年については、また民間との差があるということで、0.27%増額をしていただきました。それはその一つの人勧だったんですけど、27年の給与を入れかえするときに、そこで2%見直しで減額されております。それが今の給与の水準です。

それに対しまして、今回の27年度の、また人勧におきまして、今回0.4%を引き上げをさせていただきます。実質2%下げられて、0.4%上げますんで、0.16、去年から比べると0.16の減額になってるということでございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） 非常に頭悪いからわかりにくいやと思うんですけど、去年よりは下がりますか、上がるんじゃないに。下がるんですね。ほんなら、今の給料体制よりか下がるということですか。上がるんでしょう。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 去年と比べましてということなんですけども、27年度分の給料は、今これお願いしている0.4%上がります。ですが、一番最初に、27年度の当初の給与表自体は、その去年から比べたら2%下がってますので、全体に。今回お願いしてるのは、その中で0.4%、民間と準拠して、格差がありますので、増額をお願いするものです。

○議長（中岩和子君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

反対討論ね。

○8番（引地稔治君） 私、この議案には反対いたします。

現状、上げるということですので、その民間の僕経済状況を見ると、民間では、民間は上がったあるような感覚はまるっきりありません。ほんで、それに職員だけが上げるというのはいかなものかと思えますし、まして臨時職員の方々のほうが僕はもっと上げるべきやと思うんですけどね、安い賃金でやっていただいとっております。その中、職員だけをちょっと上げるというのにはいかなものかと思えますので、反対します。

○議長（中岩和子君） 原案に賛成の討論はありませんか。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） この条例に関して賛成をしたいと思います。

公務員というものは、人事院勧告というものに基づいて給料が上がったり下がったりするわけですね。争議権というものが公務員は認められていない。ですから、人事院勧告の勧告に基づいて、それに準じてやるわけなんですけども、国のほうの政策自体も、経済の活性化、地方の活性化というようなことで、その民間の賃金も引き上げるというふうな今方針の中で、やはりこの地方で見たら、公務員の占める割合が多い、ですから、そういうやはり賃金を引き上げることによって地方の活性化が図られるというようなことで賛成をいたします。

○議長（中岩和子君） 原案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第21号について原案のとおり可決することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

○議長（中岩和子君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第22号 那智勝浦町税条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第15、議案第22号那智勝浦町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長久葛君。

○税務課長（久圓章功君） 議案第22号那智勝浦町税条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

今回の税条例の改正につきましては、地方税法の改正が行われ、徴収の猶予及び滞納処分による財産の換価猶予について、地方分権を推進する観点から、地方の実情に応じ、一定の事項が条例で規定することとなったこと、及び行政不服審査法の改正に伴いまして、那智勝浦町税条例を改正するものでございます。

改正の資料といたしまして、関係資料及び新旧対照表をつけさせていただいております。

説明は、そちらの関係資料のほうで説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

資料の1ページをお願いいたします。

那智勝浦町税条例の一部を改正する条例（昭和43年条例第1号）の一部を次のように改正する。

以下、条例の改正について記載してございます。

資料中、線で囲んだ枠内のところが上の改正内容を説明したものでございます。

1番目の線で囲んだ枠内をお願いいたします。

第8条は、災害、盗難、病気、事業の休廃止等または賦課決定等の処分の遅延により、町の徴収金を一時に納付または納入できないと認められるときの徴収の猶予及び徴収の猶予の期間延長に係る町の徴収金の納付または納入方法について定めたもので、第1項は、徴収の猶予及び徴収の猶予期間の延長を受ける者の財産の状況その他の事情から見て合理的かつ妥当なものに分割して納付し、または納入させることについて、第2項は、各納付期限または各納入期限及び各納付期限または納入期限ごとの納付金額または納入金額について、第3項は徴収の猶予及び徴収の猶予期間の延長を受けた者が、その納付期限または納入期限までに納付し、または納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認められるときは、各納付期限

または納入期限ごとの納付金額または納入期限を変更することができることについて、第4項は、分割納付または分割納入の各納付期限または各納入期限及び各納付期限または各納付期限ごとの納付金額または納入金額を定めるときは、その旨、当該徴収の猶予または徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知を行うことについて、第5項は、分割納付または分割納入の各納付期限または各納入期限ごとの納付金額または納入金額を変更したときは、その旨、その当該変更を受けた者に通知を行うことについて定めたものでございます。

3ページの線で囲んだ枠内をお願いいたします。

第9条は、徴収の猶予の申請の手續等について定めたもので、第1項及び第2項は、災害、盗難、病気、事業の休廃止等により徴収の猶予を申請しようとする者の徴収の猶予の申請書記載事項及び添付書類について、第3項は、賦課決定等の処分の遅延により徴収の猶予を申請しようとする者の徴収猶予の申請書記載事項について、第4項は、賦課決定等の処分の遅延及び徴収の猶予期間の延長を申請しようとする者の申請書添付書類について、第5項は、徴収猶予の期間の延長を申請しようとする者の申請書記載事項について、第6項は、災害による徴収猶予または災害による徴収の猶予期間の延長を申請する者が、添付すべき書類を提出することが困難であると認められる際の添付を免除される書類について、第7項は、徴収の猶予または徴収の猶予期間の延長に係る申請書または添付書類に不備があった場合でこれらの書類の訂正を求める通知を受けた場合の訂正期限について、通知を受けた日から20日以内とすることについて定めるものです。

4ページの線で囲んだ枠内をお願いいたします。

第10条は、滞納処分による財産の換価を直ちにすることにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれのあるとき、または財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比して、徴収上の有利であると認められる場合において、町の徴収金の納付または納入について誠実な意思を有すると認められるときの職権による換価の猶予の手續等について定めたもので、第1項及び第2項は、その徴収金につき、滞納処分による財産の換価の猶予する場合の分割納付または分割納入の方法については、第8条の徴収の猶予及び徴収猶予期間の延長の規定を準用することについて、第3項は、換価の猶予の手續の場合に提出を求めることができる書類について定めるものです。

5ページ、一番上の線で囲んだ枠内をよろしくお願いいたします。

第11条は、町の徴収金を一時に納付または納入することにより、事業継続または生活維持困難となるおそれがあると認められる場合において、町の徴収金の納付または納入について誠実な意思を有すると認められるときの、申請による換価の猶予の申請手續等について定めたもので、第1項は、その徴収金の納期限から6カ月以内の申請に基づき、滞納処分による財産の換価を猶予することができることについて、第2項及び第3項は、その徴収金につき、滞納処分による財産の換価の猶予をする場合の分割納付または分割納入の方法については、第8条の徴収の猶予及び徴収の猶予期間の延長の規定を準用することについて、第4項は、申請書記載事項について、第5項は、申請書添付書類について、第6項は、申請による換価の猶予を受けた

期間内にやむを得ない理由で換価の猶予期間を延長する場合の申請書記載事項について、第7項は、換価の猶予に係る申請書または添付書類に不備等で、これらの書類の訂正を求める通知を受けた場合の訂正期限について、通知を受けた日から20日以内にする事について定めるものです。

なお、申請による換価猶予は、今回の地方税法の改正により新たに創設されたものでございます。

2番目の線で囲んだ枠内をお願いいたします。

第12条は、徴収の猶予、換価猶予の場合の担保の徴収を不要とする猶予に係る税額、猶予期間、その他の事情について、その金額が50万円以下の場合、猶予期間が3カ月以内または担保を徴することができない特別な事情がある場合は免除される旨を定めるものでございます。

3番目の線で囲んだ枠内をお願いいたします。

第18条の2第1項は、災害等による申告、申請、請求等の期限延長について定めたもので、行政不服審査法の改正によりまして字句を改正するものでございます。

附則といたしまして、第1条で施行期日を、第2条で徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置を定めてございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 濟いませぬ、つまらん質問ですが、5分の2のところですが、9条の項2、その(4)のところに「猶予を受けようとする金額が円を超え」となってるんは、これは間に棒線が入るのではないのでしょうか。それだけです。

○議長（中岩和子君） 税務課長久葛君。

○税務課長（久圓章功君） 「50万円を超え」ということで、50万円、その後のくだけりもあるんですけども、50万円を超えたら担保を出さなければならない、提供しなければならないというこのここは定義なんですけども。

〔「50万円というのが入ってない」「入ってない。抜けてるんです。2-(4)です」と呼ぶ者あり〕

濟いませぬ、失礼しました。2のところですね。失礼しました。申しわけございません。(4)のところ、「金額が50万円を超え」、抜けてございます。申しわけございません。そして、猶予期間が「3月」というところも抜けてございます。申しわけございません。

○議長（中岩和子君） よろしいですか。

質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第22号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第16 議案第23号 那智勝浦町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第16、議案第23号那智勝浦町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長久葛君。

○税務課長（久圓章功君） 議案第23号那智勝浦町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

〔議案第23号朗読〕

那智勝浦町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例は、過疎地域自立促進特別法に基づき、製造の事業、情報通信技術利用事業もしくは旅館業の用に供する固定資産を新設し、増設した者に対する固定資産税の3年間の課税免除について定めたものでございまして、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正により、執行期日が平成33年3月31日に改正されたため、本条例の附則第2項の執行期日についても平成33年3月31日に改正するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第23号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決しました。

休憩します。再開14時45分。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時29分 休憩

14時44分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第24号 那智勝浦町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例

○議長（中岩和子君） 日程第17、議案第24号那智勝浦町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長久葛君。

○税務課長（久圓章功君） 議案第24号那智勝浦町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

次のページに制定する条文を記載してございます。その次に、関係資料をつけさせていただきます。

説明は、関係資料のほうで説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

本条例は、大都市圏から地方への本社機能等の移転を促進するために地方再生法の一部が改正されまして、地域再生法による那智勝浦町の地域活力向上地域内において本社機能を有する施設を新設し、または増設した者に対する固定資産税の不均一課税の特別措置について制定するものでございます。

なお、本条例の制定によりまして、地域再生法第17条6に規定する地方税の不均一課税に伴う減収分について地方交付税措置が適用されることとなるものでございます。

資料中、条文の下の線で囲んだ枠内が条文の内容を説明したものでございます。

第1条の条文の下の枠内をお願いいたします。

第1条は、和歌山県が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた認定地域再生計画に記載されている地域活力向上地域において、県知事の認定を受けた事業者が作成した認定地方活力向上地域特別業務施設整備計画に従って、特定業務施設（本社機能を有する施設）を新設し、または

増設した事業者に対する固定資産税の特別措置に関し必要な事項を定めるものとする、この条例の趣旨を定めるものでございます。

2条の条文の次の枠内、2ページをお願いいたします。

第2条は、特定業務施設の用に供する特別償却設備である家屋及び償却資産で、その取得価格の合計額が3,800万円以上のもの、中小事業者にあつては取得価格の合計額が1,900万円以上のものを新設または増設した者について、その家屋及び償却資産並びにその敷地として取得した土地で、取得後1年以内にその土地に家屋の建設の着手があつた場合には、その土地についても固定資産税を3年間不均一課税とすることができるよう定めるものでございます。

税率につきましては、第1号の規定で、東京23区にある本社機能を地方活力向上地域に移転して整備する事業については、初年度は税率を100分の0.14、第2年度分は税率を100分の0.35、第3年度分は税率を100分の0.70に、第2号の規定で、東京23区域外から本社機能を地方活力向上地域に移転して整備する事業、本社機能を地方活力向上地域内で拡充する事業については、初年度は税率を100分の0.14、第2年度分は税率を100分の0.467、第3年度分は税率を100分の0.933にするものでございます。

3ページの枠内をお願いいたします。

以下、3条として、申請について、第4条として、不均一課税の措置の承継について、第5条として規則への委任を定めるものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成27年10月8日（内閣総理大臣の地域再生計画の認定告示の日）から適用することとしています。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） もう23区内と外で税率に差があるのはどうしてお尋ねします。

○議長（中岩和子君） 税務課長久葛君。

○税務課長（久圓章功君） 濟いませぬ、そこまでの資料は持ってないんですけども、23区のほうの東京一極集中からこちらのほうへ、地域へ移転して、地方へ移転するという目的もあるかと思ひます。濟いませぬ、ちょっと資料を持ってないんで、申しわけございません。

○議長（中岩和子君） よろしいですか。

そしたら、また後日、資料を提出してくれますか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第24号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第18 議案第25号 那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

○議長（中岩和子君） 日程第18、議案第25号那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 議案第25号那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

〔議案第25号朗読〕

次のページをお願いします。

那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び4条を加える。

この条例は、平成28年4月1日から施行するというものでございます。

本条例の概要でございますが、家庭的保育事業等を行うための最低基準を定めたものでございます。

例えば直接子供の処遇や処遇にかかわる職員、その他の職員の資格要件や配置に関する基準、保育室の床面積や給食設備などの設備に関する基準について定めたものでございます。

家庭的保育事業とは、これまで認可外の保育事業であった定員19名以下の3歳未満児を預かる保育事業でございます。

対象事業につきましては、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業がでございます。

現在、本町には該当する事業はございません。

今回の条例改正につきましては、保育の担い手確保や待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの緊急的、時限的な対応として、家庭的保育事業等を行うための職員の資格要件を緩和するため、平成28年4月1日より国の省令の改正が行われることから、それに伴い、条例

改正を行うものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 濟いません、まず1点ですが、今説明の中でも、緊急、一時的なものだという説明があったのですが、本町でそういう今事例がないということなんです、それでもあえてやっぱりつくらないかものなのかということがまず1点。

それから、第10条の第2条の規定を適用するときは、保育士、置かなければならない、こうなってるんですが、これ3分の2以上になってるんです。ところが、前条です、第2条の、前2条という、この前の2条の規定をちゅうの、前2条というのがないんで、ちょっとわからないですね、これ調べないと。そういうやつは、できたら資料として提示をしていただきたいというふうに1つは思います。できたら、その2条がどういうものか説明をしていただきたいのと。

それから、濟いません、ここに、10条のところに、「第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により」ということで、「保育士とみなされる者を除く」という。これ、簡単に言うたら、免許状がなくても保育士としてみなしますよと、多分そういう位置づけのやつだと思ってるんですが、ところが、この10条のところに第44条第3項、この分の、私調べたんですが、ないですよ、第3項ちゅうのが。44条は、これ特定地域型保育事業者の確認の変更というので第44条っていうのあるんです。これは2までしかないんです。2までしかないんです。ちょっとそこを、もしあったら訂正も含めてちょっと考えていただきたい。

以上です。

○議長（中岩和子君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 濟いません、お答えいたします。

現在、本町には該当する事業はございません。それで、なくても必要なかというお尋ねでございますが、国のほうからの条例改正、条例で制定しなさいということで指導を受けておりますので、なくても、将来的に、ことしひょっとしたらできるかもわからない、来年できるかもわからないという状況も踏まえてつくっておるような状況でございます。

それと、お尋ねの件については、ちょっと今手元に資料がございませんので、また調べてお答えさせていただきます。どうも濟いません。

○議長（中岩和子君） よろしいですか。

〔「第3項というのがわからんのやろう」と呼ぶ者あり〕

〔10番津本・光君「第3項の件はわからないですね、さっき言うた」と呼ぶ〕

福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 第44条の第3項というのが、この町の条例に載っております、前項



に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業に勤務する保育士または看護師を1人に限り保育士とみなすことができるという規定が載っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そしたら、町のほうには載ってるということなんですね。

○議長（中岩和子君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

反対討論ですか。

○10番（津本・光君） この保育所の、民間保育所を都会の基準に合わせて、都会のほうは待機児童が多いと、幼児が多いということで、結局こういう制度をつくることになってるわけですが、実際この問題の中では、保育士の免許を持たない人がたくさんできたり、そして、これで営利目的でいろいろ出てきてます。やはり多角的な事業になっていくんですよ、1つに、株式が参入してきたりというふうなことで、いわゆる保育の中にも格差が大きく生じてきます、このことによって。だから、これは地方であったとしても、そういうことを設けていくことについては、やはり全体として子供たちの今後の将来を守っていく上で、その格差や公的な平等性を保つという意味でも、やっぱりこういうことはなくさないかと私は思います。

現実には、保育料が1カ月分が十何万円とかというのがこのことによって出てくるんです。特徴を持たすことによって、そこで少しでも子供らを引っぱる、だから少人数で小さくでできますから、幾らでもそういう特徴的なことをつけて、そして高い保育料を取って、そして子供にいろんな、何ていうんですか、将来にこの子には必ず役に立ちますよというふうなことを入れながら、高い保育料でもって、そして保育に格差をつけていくということが本質的な狙いにありますんで、私はこれは絶対にやるべきじゃないというふうに思います。

以上です。

○議長（中岩和子君） 原案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 原案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第25号について原案のとおり可決することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

○議長（中岩和子君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第26号 那智勝浦町学童保育所設置条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 議案第19、議案第26号那智勝浦町学童保育所設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 議案第26号について御説明申し上げます。

〔議案第26号朗読〕

次のページをお願いします。

那智勝浦町学童保育所設置条例（平成15年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「太田学童保育所おおたがわ、那智勝浦町大字南大居200番地（太田小学校内）」の下に「下里学童保育所はまぼう、那智勝浦町大字粉白33番地」を追加し、学童保育所を新設いたしたく、条例の一部改正をお願いするものでございます。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行するというものでございます。

資料といたしまして新旧対照表を添付させていただいております。

今回、下里地区への学童保育所設置につきましては、平成27年3月に下里小学校育友会及び下里保育所保護者会より設置の要望書が町長宛てに提出されました。また、平成27年第3回町議会定例会においても陳情が採択されました。

福祉課におきましては、平成28年4月の開所に向けて開設場所の検討を行ってまいりました。児童の安全・安心を最優先に、勝浦学童、太田学童と同様、校内への設置を教育委員会を通じて下里小学校に検討をお願いいたしましたが、学童保育所を設置する空きスペースの確保が困難との回答でございました。あわせて民間の建物も検討いたしましたが、適した物件がなく、今回学校からの距離も考慮し、旧下里保育所の修繕を行い、放課後児童健全育成事業実施に取り組みたく、下里学童保育所はまぼうの設置条例をお願いするものでございます。

保育時間、定員につきましては、勝浦学童、宇久井学童と同様でございます。

少子化対策及び将来を担う子育て家庭を支援することを御理解いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第26号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第27号 那智勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第21 議案第28号 那智勝浦町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第20、議案第27号那智勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例、日程第21、議案第28号那智勝浦町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を一括上程議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 議案第27号那智勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

平成28年3月8日提出、那智勝浦町長。

次のページをお願いします。

那智勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行するというものでございます。

本条例につきまして、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例で定められたものでございます。

今回、介護保険法等の改正により、平成28年4月1日より同基準の改正が行われることから、それに伴い条例改正を行うものでございます。

その改正内容につきましては、地域との連携や運営の透明性を確保する運営推進会議の設置

等の新たな基準が設けられ、おおむね6カ月に1回、運営推進会議を開催すること及びその記録の整備等が定められたものでございます。

参考として新旧対照表をつけさせていただいております。

続きまして議案第28号について御説明申し上げます。

〔議案第28号朗読〕

次のページをお願いします。

那智勝浦町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行するというものでございます。

本条例につきましては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例で定められたものでございます。

今回、介護保険法等の改正により、平成28年4月1日より同基準の改正が行われることから、それに伴い条例改正を行うものでございます。

その改正内容につきましては、地域との連携や運営の透明性を確保する運営推進会議の設置等の新たな基準が設けられ、おおむね6カ月に1度、運営推進会議を開催すること及びその記録の整備等が定められたものでございます。

参考といたしまして新旧対照表をつけさせていただいております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 議案第27号及び議案第28号について一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。質疑はございませんか。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第27号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第27号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。  
議案第28号について討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。  
採決を行います。  
議案第28号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。  
~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第29号 那智勝浦町防犯カメラの設置及び運用に関する条例

○議長（中岩和子君） 日程第22、議案第29号那智勝浦町防犯カメラの設置及び運用に関する条例を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第29号について御説明を申し上げます。
次のページをお願いいたします。

〔議案第29号朗読〕

和歌山県の新政策として、きのくに防犯カメラ設置補助事業が実施されることとなり、本町におきましても、安全で安心なまちづくりのため、犯罪防止に有効な手段である防犯カメラの設置を予定してございます。

この防犯カメラの設置につきましては、プライバシーなどの人権侵害問題などが考えられ、適切な手続による管理運営が求められることから、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図るために制定を行うものとなっております。

第1条は目的となっております。那智勝浦町が公共の場所または公共の施設に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護するとともに、街頭犯罪の未然防止、犯罪に対する抑止力の向上及び安全で安心なまちづくりの推進を図ることを目的としております。

第2条は、用語の意義を定めております。防犯カメラ、画像データ、防犯対象区域について定義をしております。この防犯対象区域とは、公共の場所、公共施設で防犯カメラを設置し、撮影を実施する区域としております。

第3条は、個人情報の保護について書いておりまして、町は、防犯カメラの設置、運用、画像の取り扱いに関し、個人情報の保護を図るとともに、適切な措置を講ずるものとするとしております。

第4条では、カメラの設置について定めております。(1)では、防犯カメラの設置台数は、防犯対象区域ごとに必要最小限の台数とすることなどです。

第2項では、防犯カメラの設置場所には、管理責任者の職名及び連絡先、防犯カメラ作動中である旨を掲示しなければならないとしております。

第5条では、画像データの保存期間について。画像データの保存期間は、当該画像データ作成の翌日から起算して14日、14日以内とし、当該期間終了後には速やかに消去しなければならないとしております。

第6条では、管理責任者について。設置した防犯カメラを管理するために、防犯対象区域ごとに管理責任者を置くとしております。

第7条は、管理責任者等の責務について定めておまして、管理責任者及び管理責任者の指示により防犯カメラを取り扱った者は、法令、那智勝浦町個人情報保護条例及びこの条例に基づき、防犯カメラの適正な運用に努めなければならないとしております。

また、第三者への提供や不当な目的に利用してはならないとしております。

第8条では、画像データの適正管理を定めており、漏えい、紛失、毀損防止、その他画像データの適正管理、施錠、保管、点検をする旨を定めております。

第9条で、画像データの開示について定めております。那智勝浦町個人情報保護条例、那智勝浦町公文書開示条例、その他関係法令等の規定に基づき、画像データを開示するよう努めなければならないとしております。

第10条では、目的外利用及び提供を定めております。法令に基づき、手続により照会を受けた場合等を除いて、画像データを防犯カメラの設置の目的以外に利用または第三者に提供してはならないと定めております。

第11条で、必要な事項は規則で定めるとしております。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） ちょっと1点ほどお聞かせください。

第1条の中の中ほどに「個人の権利利益を保護するとともに、街頭犯罪の未然防止」云々とあります。この街頭犯罪の未然防止の中にうたわれておる目的の中にはあるんですが、第2条の定義の中で、(3)の防犯対象区域、これには公共の場所、道路、鉄道駅の自由通路、駅前広場、公園その他、または公共施設というふうな意味がありますが、この中の公共の場所のこの道路の範囲は、町内で言う、以前町長が言われましたような観光会館の前とか、臨海線とか、そういうふうな形の中での道路も含まれるもんなんですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 今回設置条例、運用に関する条例を設けまして、防犯対象区

域を定めております。これにつきましては、公共の場所か、それと公共施設ということで定めております。その中に道路がありまして、今のところ、そこまで拡充してする予定はないんですけれども、当然道路ということで、公共の場所であれば含まれると考えております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 今言われた道路、公共の場所としての範囲の中では、道路全体を公共の場所としてみなしていると理解してよろしいんですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） はい。記述のとおり、公共の場所、道路ということでございます。

○議長（中岩和子君） ほかにございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 県が補助金を出していただくということで検討されてるんやと思うんですけど、これ、2点ぐらいお聞きしたいんですけど、これ設置する場所はどのような関係で設置する場所を決めていくのかと、この中にもありましたけど、画像を14日間保存するんですけど。それは、その集中管理にするのか、それ単体で画像を保存されているやつを後で見るとかそういう形にされるのか、その辺お願いします。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 設置場所でございますけど、今のところ検討しておりますのは、JRの紀伊勝浦駅の前、JR紀伊勝浦駅のほうに設置をさせていただくこと、それから新年度予算におきましては、バスターミナルのところを考えてございます。

また、これにつきましては、設置の方法ですけども、やっぱり目的を考えまして、街頭犯罪の防止ですとか、安全で安心なまちづくりのためにまず優先されることからやっていきたいと考えてございます。

それから、画像の保存の状況でございますけども、14日以内、画像データの保存期間については14日以内ということでございます。

そして、これにつきましては、今のところ考えておりますのは、ハードディスクか、またはSDカードになると思うんですけども、そちらでしたらハードディスクで14日の保存期間を残して、それへあとはもう上書きするような形で考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） ということは、画像は単体の中でということですね。

もう一点、その場所なんですけど、今駅前とバスターミナルって言われてたんですけど、何人かにお聞きしたことあるんですけど、湯川のトンネルですか、旧のトンネル、こちらからいうたら入り口、全くブラインドになってあるとこ、そこにも防犯カメラもあれば、例えば中学生とか小学生が行き来されるときに安心するんやけどなという、そういうお話を聞いたことあ

るんですけど、どこへ設置するというのは総務課内で決めていくんですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 失礼いたしました。単体でデータについては保存する、インターネット等を介してということではございません。単体でございます。

それと、湯川の旧のトンネルということでございますけども、将来的には当然考えられるのかなと思うんですが、今のところ、私どものこの分につきましては、防犯のほうの係のほうで検討させていただいておりますけども、教育面のほうからも設置ということもまた考えられるんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 一度、例えば三川地区の桜ヶ丘とかあの辺で一回聞いていただきたいと思うんですよね。子供だけじゃなしに、女性もそこ通るの怖いんやとかという話がよく聞こえてくるんで、ぜひそこにも防犯カメラがあれば安心すると思うんで、よろしく願います。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 今のところ計画ではないんですけども、一度お話はお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

2番左近君。

○2番（左近 誠君） 第10条のところですけど、防犯カメラの設置、目的以外に利用というのは、第三者に提供してはならないとあるんですけど、例えばカメラ設置してあるところへ不法投棄、ごみの不法投棄とか、ああいうのはどういうことになるんでしょうか。防犯とはあれなんですけど、そういうのはやっぱりデータの提供というのはどうなんでしょうか。

それと、町民の方に、どこへあれしてあるという周知期間というのも大事じゃないでしょうか。やっぱりそういう個人の情報とも関係してくるんで、やっぱり周知期間というのは大事だと。

それと、今学校の通学路、これはひとつ考えてほしいと思うんですよ。いうのは、都会ではよう犯罪で子供たちがあれされるというのはありますんで、通学路もちょっと考えてほしい、こういうことです。よろしく願います。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 目的といたしましては、安全で安心なまちづくりの推進ということで、街頭犯罪等の未然防止、犯罪に対する抑止力というのがまず前面に出ておりますけども、法令に基づく場合には速やかに提供するというふうなことになってございますので、ごみ等についても、これについては該当してくるんじゃないかと思っております。

それから、通学路のお話は、先ほどの湯川の件もありましたけども、まず今のところは予定としては防犯のほうからはないんですけども、当然考えられることではないかと考えておりま

す。

〔「周知期間」と呼ぶ者あり〕

失礼いたしました。防犯カメラの設置につきましては、周知を徹底してやっていきたいと思
います。広報等、考えてございます。失礼いたしました。

○議長（中岩和子君） 2番左近君。

○2番（左近 誠君） 先ほど私、ごみのこともちょっと言いましたけど、海岸のところ
で不法投棄がやまないということで、カメラをつけたら、思わぬ人が捨てていたとい
うのがわかったというの聞いたことあるんですよ。そういう、例えばこれは利用して
はならないってなったあるんやけど、それは入ることなんですね、今答えは。どう
でしょうかね。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 第10条のところ、目的外利用及び提供、提供
できる場合はどういふ場合かということで書いてございます。法令に基づく手続によ
りということで、それが犯罪等に該当してくるんであれば対象になるというふう
にして考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第29号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第23 議案第30号 那智勝浦町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数 に関する条例

○議長（中岩和子君） 日程第23、議案第30号那智勝浦町農業委員会の委員及び農地利用最適化推  
進委員の定数に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 議案第30号那智勝浦町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について御説明いたします。

次のページをお願いいたします。

第1条に記載しておりますとおり、今回制定する条例は、農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員の選出に係る従前の選挙制度及び選任制度が廃止され、議会の同意を得て町長が任命することとされてございます。これに伴いまして定数を定めるものでございます。

第2条に農業委員会の委員の定数を14人と定め、第3条で農地利用最適化推進委員の定数を4人と定めております。この定数につきましては、農業委員会等に関する法律の上位法で、農業者数及び農地面積により定められております。本町の場合は、農業委員の上限が14名、推進委員の適正人数は4名となっております。

農地利用最適化推進委員の業務につきましては、農地利用の調査、実態把握及び集約化と耕作放棄地の発生防止、解消などの地域における現場活動を主に行います。

附則1といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行し、現在の農業委員につきましては、平成28年9月16日まで従前の例により在任となっております。

附則2では、農業委員の選挙及び選任に関する条例を廃止してございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第30号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第31号 那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第24、議案第31号那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改

正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長江崎君。

○消防長（江崎光洋君） 議案第31号那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いします。

〔議案第31号朗読〕

改正の趣旨は、上位法である行政不服審査法及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成28年4月1日に施行されることに伴う改正です。

新旧対照表をつけております。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第31号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第25 議案第32号 那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第25、議案第32号那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長江崎君。

○消防長（江崎光洋君） 議案第32号那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いします。

[議案第32号朗読]

改正の趣旨は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める政令が施行後10年以上経過し、当初想定していなかった設備や機器が流通してきたことから、これらへの対応を図るため、同省令の一部を改正する省令が平成28年4月1日に施行されることに伴い改正するものです。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第32号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。15時55分再開です。

~~~~~ ○ ~~~~~

15時38分 休憩

15時54分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第33号 那智勝浦町長期総合計画の策定について

○議長（中岩和子君） 日程第26、議案第33号那智勝浦町長期総合計画の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第33号について御説明申し上げます。

説明に入ります前に、これまで長期総合計画につきましては、地方自治法第2条第4項にお

いて、市町村に対し、総合計画の基本部分である基本構想について、議会の議決を経て定めることが義務づけられておりましたけども、策定及び議会の議決を経るかどうかは町独自の判断に委ねることになってございます。

本町におきましては、平成26年の第4回定例会におきまして、那智勝浦町議会の議決すべき事件に関する条例を御可決いただきまして、長期総合計画について、基本構想及び基本計画について議決を経るようにしてございます。

それでは、策定の経過についてまず説明させていただきます。

長期総合計画（第9次）は、平成27年2月2日に町長から住民の代表である審議会の意見を聞くように諮問をしております。審議会は、公募による委員さん12名、各種団体の代表9名、町代表2名の23名で構成されております。長期総合計画審議会では、1年にわたって審議会の皆さんが全体会の審議会を5回、そしてまた総務、厚生、経済建設部会の専門部会をそれぞれ所管について5回ずつ開催し、今後の那智勝浦町について慎重審議を重ね、「着実にわがらで創る笑顔のまち」として取りまとめていただいております。

また、平成27年12月にはパブリックコメントを実施し、28年1月28日、町長に対し第9次長期総合計画の答申をいただいているところでございます。

それでは、この長期総合計画基本構想につきまして説明をさせていただきます。

第1分冊をお願いいたします。

まず、基本構想の目次1ページを開いていただきます。

目次をごらんいただきたいと思います。1ページから9ページまでは、基本構想の策定に当たりまして、計画の目的、策定の背景、本町の特色等を提示してございます。

13ページ、14ページ目からが今回改正をお願いしております基本構想の部分で、第1節計画の構成と目標年次から第6節の施策の大綱までの構想を掲げております。

もう一つのほうの第2分冊のほうをまず見ていただきます。

そしてまた、第2分冊のほう31ページ、基本計画部分ですね、31ページからこの最後の124ページまでが基本計画部分となっております。基本構想に基づきまして、平成28年から32年度までの基本構想の施策の大綱に沿いまして、6章にわたり、それぞれ基本計画をこちらのほうで上げさせていただきます。

申しわけございません。第1分冊のほうへ戻っていただきます。

また、2ページをごらんいただきまして、計画の目的のところになります。

総合計画の策定に当たりましては、第1章計画の目的は、本町の総合計画は、昭和45年に第1次基本計画を策定し、本年で第8次計画が終わろうとしております。

ページ下のほうをごらんいただきます。本計画は、今後の那智勝浦町の発展と「着実にわがらで創る笑顔のまち那智勝浦」を実現するための施策のあらましを明らかにすることで、本町の進むべき明確なビジョンを示し、まちづくりに欠かすことのできない人材の育成と官民や産業分野の枠組みを超えたさまざまな連携を強固にすることを目指し、活力に満ちた個性豊かな那智勝浦町を創造する総合的計画であり、まちづくりの指針となるべく位置づけをしたもので

あります。

第2章総合計画の背景では、社会環境の変化に伴います4つの問題点を提起しております。

これは3ページになります、4つの問題点。

まず、1点目といたしましては、町民協働の推進。行政の意識改革と町民の意識改革による協働のまちづくりを目指すことが求められています。

第2点目の問題といたしまして、人口減少の進行。本町において低い水準となっている合計特殊出生率と、依然として高い人口減少率、さらに全国平均をはるかに上回るペースで進んでおります高齢化率が示すとおり、人口減少社会と並んで、少子化、高齢化への早急な対策も講じなければならない状況にあります。

3点目の問題といたしまして、自然災害が上げられております。近年発生が予想されております三連動地震、また南海トラフの巨大地震や大型台風による水害等に対し、防災対策の強化を図るとともに、災害発生時において住民同士が協力、援助し合えるための日ごろからのコミュニティづくりが求められております。

第4点目の問題といたしまして、時代の潮流に対応した計画づくり。人口減少、少子・高齢化や環境への意識の高まり等、時代潮流が本町にもたらす影響を的確に把握した上で、施策の優先性、重要性を重視しながら、目指す方向性をわかりやすく伝えるとともに、行政の業務としてではなく、町民生活の視点で施策体系による計画づくりが求められているとしております。

次のページ、4ページをお願いいたします。

第3章の特色では、地理的条件といたしまして、位置と面積、地形、交通、沿革を記載してございます。

5ページ、6ページをお願いします。

ここには参考資料となります本町の過去から現在を図表にしてあらわしてございます。

資料1の総人口の推移、5ページでは、昭和45年から平成22年の国勢調査によります40年間に6,791人が減少しており、現在も減少傾向は続いております。

資料2では、年齢3区分別人口比率の推移では、ゼロ歳児から14歳児が減少し、65歳以上が上昇しているのが見え、少子・高齢化が進んでいることがうかがえます。

次のページの6ページ、資料3におきましては、合計特殊出生率と高齢化率では、本町、和歌山県、全国の数値を比較してございます。

資料4、5につきましては、就業人口の推移でございます。推移を見ますと、30年間に第1次産業の人口が大きく減少する中、第3次産業の割合がふえていることがうかがえます。

以上のように、統計数値、社会環境の変化などを見ましても、人口減少と高齢化に拍車がかかっており、非常に厳しい状況であります。基本構想を策定するに当たり、これらの状況を踏まえて、活力ある笑顔的那智勝浦町を創造する総合的な計画が必要としております。

7ページには、平成23年9月の台風12号による大水害の被災の状況について、7ページ、8ページには、26年10月から県から出されておりました津波・浸水想定を記載してございます。

また、9ページからは、住民アンケートから見た町民意識について記載をしております。

10ページをお願いいたします。

特に満足度が低く、満足してなくて、優先度が高い重要課題として3点、東南海・南海地震への対応、それと雇用機会の創出、またもう一つは町立病院などの医療施設などが上げられております。まさに住民からのアンケートによります町民意識の要望も総合計画の策定から示された状況と合致したものとなっております。

それでは、14ページ以降の基本構想について説明させていただきます。

節1、計画の構成と目標年次につきましては、この計画は、基本構想と基本計画、実施計画によりまして構成するものであります。また、基本構想は平成28年から平成37年までの10年間としてございます。基本計画は、目標年次を前期・後期に分け、前期計画目標年次を平成28年から32年までの5カ年とし、後期計画目標年次を33年から37年までの5カ年としてございます。

次のページの将来像でございます。基本構想の重要な部分となっております。

目標キャッチフレーズを「着実にわがらで創る笑顔のまち那智勝浦」と位置づけました。

第2節の本文を朗読させていただきます。中ごろのところです。「21世紀になり、東海・東南海・南海三連動地震の発生が懸念する中、町民が安全に安心して暮らせる居住空間の整備が重要課題となっております。また、若者の流出は後を絶たず、少子化・高齢化も全国平均をはるかに上回るペースで進行しています。「近き者説べば、遠き者来たらん」の言葉にあるように、町民にとって快適で魅力的な住みよい町は、そこを訪れる人々にとっても楽しく快適で魅力ある「町」といえるでしょう。今、人々は、「真の豊かさ」とは何かを問い始めるとともに、安らぎのある生活や自然との共存を求め、精神的・文化的価値の認識を新たにしております。個性豊かな魅力あるまちづくりを目指し、さまざまな人々とともに生き、ともに責任を担う協働のまちづくりこそが、あすの那智勝浦町を築くこととなります。風光明媚な自然を大切に守り、その自然の恵みと地域の個性を生かした産業を育成し、人々に安らぎと活力を与え、文化の薫り高い地域社会を形成する多機能を持ったまちづくりが必要とされております。また、地方分権が進む昨今の日本において、時代の変化を先取りし、柔軟に地域課題への対応をしていくことが大切です。そのため、町民と行政が力を合わせ、地域づくりの仕組みを構築するための協働のまちづくりを目指します。このことによって、町民一人一人が主体的に楽しんで日々を生きていける社会として、「着実にわがらで創る笑顔のまち那智勝浦」の実現を図ります」としております。

平成17年の改正のときには、「豊かで優しさがあふれるまち」と目標キャッチフレーズを上げていましたが、あれから10年がたち、社会情勢の変化に伴い、大きく変わろうとしている現在の状況を鑑み、行政だけではなく、住民が主体の協働の姿勢を強くあらわした「わがらで創るまちづくり」を目指したキャッチフレーズとしてございます。

16ページ、次のページをお願いします。

次の第3節基本指針では、6項目のまちづくり基本指針を上げ、将来像の実現を目指しま

す。この6つの項目の大綱につきましては、あとの6章で説明をさせていただきます。

次のページ、17ページに基本構想の体系を上げております。

まず、将来像であります「着実にわがらで創る笑顔のまち那智勝浦」を目標にいたしまして、6項目のまちづくりの基本指針を上げ、1項目ずつに施策の大綱をもって構成されております。

次に、18ページ、お願いします。

4節人口指標であります、現在の住民基本台帳は、平成28年1月現在、1万6,276人ですが、将来推計を見ますと、平成37年の本町の総人口は1万3,138人と推計されます。しかし、観光事業等、地域の個性を生かした産業振興や就業機会の創出、快適な住環境の整備によりまして町民の定住化を促進することができれば、人口減少を最小限に抑えられると推計しております。

本計画を進めることによって、平成37年の本町の人口を1万3,970人と見込んでおります。これまでの長期総合計画では、「人口減少に歯どめをかけることができ、現状を維持する」としてきましたが、今回は方向転換をしております。

第5節土地利用構想につきましては、183.31平方キロメートル、町の土地の87.7%が森林であり、可住地は多くありません。特に農用地は、平成2年から平成21年までの19年間に36.7%減少しております。転用された農地は宅地や森林となり、宅地は同期間に16.9%増加しております。

町土の持つ特性を考慮して、積極的な土地の有効利用を推進していくと同時に、自然環境及び農林地の保全と整備に努めていかなければなりません。地域別の土地利用基本方針での農業地域は、鳥獣害の緩和や農地及び農業用施設の維持等基盤整備、土地の高度利用、農地集積の協力体制の確立や推進をする必要がございます。

また、19ページ、森林地域につきましては、森林育成管理・保全に努め、木質バイオマスほか産業との連携強化に努めてまいります。

海岸と港湾地域では、港湾整備と海岸整備を進め、また公共水域の汚濁防止に努めます。

市街地地域では、良好な都市環境を形成するため都市計画を推進し、用途地域の指定などを行って、計画的な土地利用を進めるとともに、宅地開発に当たっても、自然環境に調和した開発を行うよう指導してまいります。

総合的に見まして、将来像にうたったように、自然環境の保全と活用、それに、当然ながら公害防止に努めてまいり、調和のとれたまちづくりに努めていかなければなりません。

第6節、20ページをお願いいたします。

第6節施策の大綱に入らせていただきます。

各項目につきましては、現状と課題、さらに構想をうたっておりますが、今後の重点項目も含めて説明をさせていただきます。

まず、災害に強いまちづくりをごらんいただきます。

防災・減災に関する施策について記載しております。従来の長計におきまして防災関連事業

は、例えば護岸整備であれば都市基盤整備、防災教育であれば教育関係と、各施策の中にばらばらにうたわれておりましたが、東日本大震災、紀伊半島の大水害が発生をしまして、まちづくりに大きな影響が出ていること、そしてまた町民アンケートにおいても最重要課題であるとの結果が出ておりますので、大きな一つの柱として独立をさせていただいております。

施策の大綱につきましては、まずは地震・津波対策、とりわけ近年発生が予想されております東海・東南海・南海三連動地震につきまして、護岸の老朽化対策や津波避難タワーの整備、そして有事の際の情報連絡体制の構築や防災教育、自主防災組織の育成等、ハード・ソフト両面においてさまざまな取り組みを推進してまいります。

続きまして、21ページに、快適で安心して暮らせるまちづくりをごらんいただきます。

主に都市基盤整備や環境衛生、そして防犯や消防などの住民の安全に関する施策をここで網羅しております。

町の発展に欠かすことのできない基幹道路網の充実のほか、安心・安全、快適を目指した生活環境の充実、そして自然豊かな町並みを次世代に引き継いでいくための環境衛生など、こちらでも多岐にわたって施策を推進してまいります。

24ページをお願いいたします。

24ページは、3の活気ある産業で雇用が生まれるまちづくりをごらんいただきます。

観光、水産を初めとする各種産業の振興、そして雇用機会の創出、男女共同参画について記載をしております。

産業振興につきましては、どの産業にも共通して言えることですが、他産業との連携、そしてまた後継者不足の解消、人材育成を積極的に展開するというところで、町の魅力アップや新たな雇用の創出につなげてまいります。

また、観光の振興につきましては、世界遺産やジオパークなどの歴史・文化的な観光資源を生かしたメニューづくり、そして昨今急増しておりますインバウンド対策のための施策に努めます。

水産業につきましては、沿岸漁業者の所得の向上やマグロ資源の保存など、持続可能な水産業を推進してまいります。

農業につきましては、依然深刻な鳥獣害対策に取り組んでまいります。

続きまして、26ページ、お願いします。

4、福祉が充実したまちづくりでございます。あらゆる福祉に関する施策のうち、社会保障や保健衛生、医療の分野について記載させていただいております。

近年、地域のつながりの希薄化が進み、地域での親しいつき合いにより、お互いに支え合うという機能が失われつつあります。その結果、子育てや介護をしている人、障害のある人など、日常生活において何らかの支えが必要な人がストレスを感じたり、社会から孤立するという問題が生じてございます。そのような人々が気軽に相談できる体制づくりを構築し、また行政だけでは対応できない部分を担っていただくための人材育成に努めます。

保健・医療の分野においては、まずは町民の健康づくり、そして町立温泉病院の救急病院、

災害支援病院としての機能充実を図ってまいります。

続きまして、27ページには、5の豊かな心と地域文化を大切にすまちづくりをごらんいただきます。

教育・文化振興等に関する分野となっております。

学校教育の推進につきましては、学校は子供だけのための場所ではなく、教職員、保護者、そして地域住民も一体となって、知恵を出し合って協力することによって、みんながみんなで高まり合っていく、高まり合う場所であるという観点で教育活動を実践していきます。

また、生涯学習につきましても、町民の学習意欲を呼び起こし、生涯にわたって学べる環境づくりに努めるほか、各種文化・芸術活動や生涯スポーツの振興を図ってまいります。

また、着々と進んでいる図書館改革についても引き続き取り組んでまいります。

それでは、施策の柱としては最後となります、29ページ、6のみんなの知恵と力を結集したまちづくりをごらんいただきます。

キャッチフレーズのもととなっている町民参加の実現、そのための広報・公聴の充実、そして我々行政についての指針を記載しております。

先ほども申し上げたとおり、地域社会のつながりは希薄化する中、やはり地域の問題解決には地域住民自身取り組み、豊かな地域社会の形成を図ることの施策を講じてまいります。

また、町政を正しく理解してもらうためには広報の充実が欠かせません。多様化する情報伝達を駆使し、さらには町民ニーズを的確に把握するための広報活動に努めます。

また、行財政の効率化につきましても、長期総合計画審議会でも多く御意見をいただきましたが、各種計画をつくりっ放しにすることなく、PDCAサイクルを着実に実行することで、効果的な行政運営に努めます。

以上が基本構想の説明となっております。

続きまして、第2分冊のほうをお願いいたします。

基本計画について説明させていただきます。

32ページ、お願いします。

説明をさせていただきました基本構想を体系化したものがこちらでございます。これに基づきまして、平成28年から33年までの基本計画を策定してございます。

34ページをお願いします。

例えば第1章を例にとりまして、災害に強いまちづくりの重点プロジェクトとして3点を上げてございます。安心できる生活基盤の整備、防災体制の整備、防災教育と地域コミュニティの整備を重点に事業を行ってまいります。

また、個別の施策としては、個別に35ページには、1番目の安心できる生活基盤の整備として、施策の今の現状、そして施策に対する今後の課題、施策の方向性というふうな形でまとめてございます。基本構想を体系化した個別の施策について、この一番最後の124ページまで、それぞれ個別にまとめてございます。

それでは、基本計画につきましては、基本構想の大綱をもとに作成されておまして、内容

が重複がございますので、個別の説明は省略させていただきます。

各章につきまして、重要な政策をピックアップしております各章の重点プロジェクトについて簡単に説明をさせていただきます。

まず、今の34ページ、第1章災害に強いまちづくりの重点プロジェクトでございます。

基本構想でも申し上げましたとおり、防災対策はハード・ソフト両面の充実が求められています。津波対策としての護岸整備や避難タワー、避難ビルの確保、そしてソフト面では地域防災計画の実効性の確保、防災知識の普及や防災教育の充実によりまして、町民の防災意識の向上に努めます。

40ページをお願いします。

40ページの第2章快適で安心して暮らせるまちづくり、これの重点プロジェクトといたしまして、交通体系の整備、これは紀伊半島一周の高速道路実現のための国への働きかけ、そして主要県道の充実をさらに求めてまいります。

環境衛生事業といたしましては、新クリーンセンターの建設、それに伴う広域運営により、経済効率の改善、環境負荷の軽減を図ってまいります。

次に、62ページをお願いいたします。

第3章の活気ある産業で雇用が生まれるまちづくり、これの重点プロジェクトといたしまして、まず観光振興といたしましては、世界遺産や風光明媚な自然を生かした広域観光、ジオパークのさらなる観光資源化を推進します。

水産業につきましては、外来漁船の誘致ほか、沿岸漁業者の所得の向上、そして外来船や観光客に配慮した漁業施設の維持整備に取り組みます。

そして、農業につきましては、深刻化する鳥獣害対策、後継者対策に引き続き取り組んでまいります。

林業につきましては、防災面においても有効である治山治水機能を重視した森林保全に取り組みます。

最後に、雇用の創出ですが、第6次産業の推進のほか、グリーンピア南紀跡地等も含め、地域の実情に合った企業誘致に努めてまいります。

78ページをお願いします。

第4章福祉が充実したまちづくりの重点プロジェクトといたしまして、まず社会福祉・社会保障の充実といたしまして、子供から高齢者まで誰もが生き生きと暮らし、人と地域がつながるまちづくりを推進するため、包括支援センターや子育て支援センターでの相談業務の充実や地域包括ケアシステムの構築、さらに人材育成を推進いたします。

また、医療保険制度の健全運営を担保するため、町民の健康づくりや適正な保険料確保にも努めます。

保健事業におきましても、町民の健康づくりを推進するほか、町立温泉病院におきましては、町民の疾病構造の変化に即した診療体制の充実に取り組んでまいります。

94ページをお願いします。

第5章豊かな心と地域文化を大切にすまちづくりの重点プロジェクトといたしまして、小・中学校ともにその学校規模に応じた教育環境を充実させ、また生涯学習の推進として、地域ぐるみで次代を担う人材育成を推進します。また同時に、家庭教育の支援も行っていきます。

さらに、文化財保護・保存、そして図書館の充実に努めてまいります。

最後に、114ページをお願いします。

第6章みんなの知恵と力を結集したまちづくり、重点プロジェクトとしまして、まず町民参加の実現といたしまして、町民の自発的なまちづくり活動を推奨し、それとともに町民と意見交換にも引き続き取り組んでまいります。

その他町の弱点である広報を充実し、行財政面においては、行財政健全化に努めながらも、過疎地域自立促進計画に基づいた事業実施に取り組み、過疎からの脱却、自立した行財政運営を目指していきます。

基本計画の説明については以上でございます。

各分野の質疑につきましては、それぞれの担当の課長から答弁をさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） この第9次長期総合計画の基本構想編と基本計画編を見まして、審議会各委員の皆様につきましては、慎重審議の末、立派な計画が答申されたことに敬意をお払いするとともに、この計画の内容について、当局に対しまして、これが絵に描いた餅にならないように、今後の施策について何点か伺います。

まず、今気いついたんですけども、この4ページの位置と面積のところ、これはついただ……。

○議長（中岩和子君） 亀井さん、基本計画のほうですか、構想のほうですか。

○9番（亀井二三男君） 4ページ、もう累計できたあるさかに構想になってくると思うんですけど。

○議長（中岩和子君） 構想のほうですか。

○9番（亀井二三男君） これ、ページはずっと累計やろ。

〔「続いています」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） ああ、そうですか。はいはい、じゃあ済みません。

○9番（亀井二三男君） 4ページの中で、当初に、この町の面積183.31、大したことじゃないんですけども、こういった現在の面積が掲げられておりますけども、この19ページのここの土地利用の現況、これは第8次長計と同じ、平成21年10月1日現在で、183.45だと思います。この辺はやっぱり精査しておくべきだというふうに感じます。それは、ただそれだけです。

それで、まず16ページにありますように、基本指針としまして、将来像の実現を目指します

というような形で将来像がうたわれている立派なものでありますが、その中から、まず21ページの公共交通の充実、(1)の交通体系の整備の中の公共交通の充実の中で、「地域の均衡ある発展のために、生活路線バスの継続的な供給に努めていきます。町内バスの新規路線についても検討し、利便性向上に向けた要望活動を行ってまいります」とあります。

そういった中で、この長計でうたわれているような町内バスの新規路線等の計画、今後当局側はこれに従ったような計画を持っておられるのかどうか、まず1点。

次に、23ページの公害対策事業、中ほどにあります公害対策事業の中で、よく行政は言われますが、「合併浄化槽設置整備事業の推進等、早急な対策が求められます」とありますが、基本計画の50ページの公共下水道の中の施策の方向として、下水路・排水路の改良等の整備の中で、「下水路・排水路の改良整備の推進を図ります」というふうにあります。

町内各地におきまして、この合併浄化槽の推進をするに当たり、道路が狭くて排水路の整備がなされていないところが各種あります。これ、浄化槽を設置しようとしても、下水路・排水路がなく、できない状況が各地にあります。まずは、下水・排水路の整備が急務であり、町内全体に差別感のないような解消が必要であると思いますが、いかがなものでしょうか。

次に、医療についてであります。78ページの保健・医療の充実の中で、2行目、「地域に開かれた病院として、町立温泉病院の医療提供体制を将来にわたり維持していくとともに、町民の疾病構造の変化に即した診療体制の充実に努めます」というふうにあります。現時点ではそれに反した透析医療の廃止等々があります。これらは、長計答申案に後ずさりしてのではないのでしょうか。当局のちょっと考え方を聞かせたいと思います。

最後に、120、21ページの中で、ここには行政機構図があります。その中で、121ページには、企画行政というのがあって、施策に対する課題の中で、企画調整的機能の充実が求められるというふうにうたわれておりますが、現在総務課内に企画係がありますが、行財政の効率化からこのような形になっていると思いますが、町の発展を考えたとき、企画調整機能の強化が必須であると思います。もっと行政と観光・産業の発展に企画係も参画して、町の発展に企画係も参画すべきではないでしょうか。

これは、ただ単に今の企画係では、この長計が済めば、ただ統計事務等々の仕事しかなくなってこようかと思えます。まず、企画という大きな柱として、重要な仕事として捉まえた中でこういったものを進めていっていただきたいと思いますが、いかがなものか、その点をちょっと答えただけであれば聞かせ願います。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 面積につきましては、まだ資料が整ってませんで、大変失礼をいたしております。

また、字句等の訂正につきましては、事務局のほうで精査させていただきまして、審議会の会長さんにも連絡させていただきまして、修正をさせていただきます。

そして、町内バスの関係でございますけれども、議員さんからも、複数の議員さんからも町営バスの関係を御意見をいただいております。

また、新病院のほうも、あと2年後にはまた開設ということになりまして、町長のほうからも、町営バス、何らかのお年寄りの方の交通手段を確保できないのかということで、今御指示を受けております。できましたら、新年度あたりからでも、すぐにじゃないんですけども、やりますには、公共交通会議にも諮って、それから路線の計画も立てて、そして住民の説明も必要になってまいりますので、来年度あたりからでも、町長からは町営バスのほうを計画的に考えていって、開設にあわせてでもやったらどうかというふうなことで指示をいただいております。

それと、企画調整の関係ですけども、機構改革によりまして、総務課の中に企画係が入っております。本町の規模で考えてみますと、企画係を独立させてというのはなかなか難しい面がございます。当然担当の部署におきましても、課長、副課長あたりが企画立案の部門も担っていただきまして、総務課の企画係と連携して町の将来計画も図っていきたいと思っております。

長期総合計画につきましては、総務課の企画調整係が主となって行ったものでございますが、計画の中身につきましては、副課長クラスの職員に集まっております。策定の事務を進めてございます。

今後とも、企画につきましては、重要な部門になってまいりますので、町長とも相談してまいります。

以上です。

○議長（中岩和子君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） お答えいたします。

当院、町立温泉病院の医療提供体制を将来にわたって維持していくとともに、町民の疾病構造の変化に即した診療体制の充実に努めますというふうなうたわれております。

現在、新病院の計画を進めておるところでございますが、当町立温泉病院も39年7月の開設以来、町民の皆さんの疾病構造の変化に即したような形で、一時期は総合病院に近いほどの診療科体制をとってきてございました。ただ、医師不足の余波を受けまして、現状も、残念ながら外科及び産婦人科等につきましては休診という状態になってございます。

極力、当然医療提供体制を維持していく努力に努めてまいりますが、医師不足、あるいは医師の確保、あるいは医療スタッフの確保等の問題点もございまして、それに合わせた診療体制というのをつくっていくとともに、町民の皆さんの疾病構造にもし幾分か対応し切れない、当院で対応し切れない部分があったら、地域としての診療ということで、医療センターに応援を求めるとかという方向でも努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

議員御指摘の災害対策事業におきまして、合併浄化槽推進を進めていく上では、放流先がなければ推進することはできませんのはもちろんことでございます。したがって、今後は町

道の側溝改修工事及び排水路の改修工事におきまして放流先を整備できるよう努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 各担当課において、この長計の基本構想、基本計画にのっとり進めていっていただきたいと思います。

今言われましたように、町長も先を見据えた中で、新病院の開設に向けての町内巡回バス等の考えを持っておられるという説明もございました。

また、医療についても、医師の確保等々がございますが、その辺も、この医療について、最後の122ページの中でも「広域医療」という文言も入っておりますので、そういったものを含めて、地域医療としてあるべきものを十分発揮していただきたいと思います。

また、企画係につきましては、まだまだ那智勝浦町、この町をもっともっとよくするための企画立案をするべく、まだ控えております総合戦略もあろうかと思いますが、それに向かって全力で取り組んでいただきたいと思います。その点についてちょっとお答え願います。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 総合戦略につきましては、長期総合計画は、これは基本構想・基本計画になってまいりまして、実施計画につきましては、その一部は総合戦略でも、総合戦略は地方創生の交付金を念頭とした計画になっておりますけども、実施計画に当たっていくものでありまして、そこらあたりでこれを現実化していくものが総合戦略の位置づけであると考えております。

議員おっしゃりましたように、今策定途中ではございますけども、できるだけ国の考えの地方創生に即したような形でやっていきたいと思っておりますので、企画のほうで取りまとめして、また図らせていただきたい、説明させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） これらの施策の課題や方向に書かれているような前向きな施策を行っていただき、このモットーであります「着実にわがらで創る笑顔のまち那智勝浦」が達成できますよう当局側も努めていただきたいと思っておりますので、ぜひともお願いします。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 議員のお申し出のように、我々も一生懸命この長期総合計画に取り組んでまいりたいと思います。

先ほど企画の分も、今総務課長とも検討していることもあります。課に昇格するよりも、室ぐらいで何とかできないかなというのも今検討に入ってるところでございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はありませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 質問したいことはたくさんあるんですが、もうちょっと時間の関係もあ

りますんで。

前のときも、こっちの過疎地域自立促進計画のときに質問したときにも、これはあくまで計画であって、必要であればまた随時補強をしていくような話をされていましてので、多分これもそうだろうと思うんですけども、長期計画のほうも、それで間違いないかと、まず1点。

これで足りない分は、先ほどの話あるように、いろんな意見を聞きながら、補強、政策的に強化していく部分はしていくんだろうと思いますが、それでよろしいかということが1つ。

それから2つ目に、47ページのところなんですけど、例えばこれ、私見てみました、これはこの間最初の説明会あったときに、これの説明会があったときに言わせてもらったんですけど、具体的な資料がないから比較しようがないんですよ。ほで、今まで、この前の10年間でこうやってきて、こういう成果があったから、次こういうしますよというようなことであればよくわかるんですけど。だから、具体的な資料がないので、事実に基づく資料がないので、全部文言です。だから、文言では幾らでも書けますので、1つは具体的な資料が欲しいなど。

例えばそこで1つ聞きたいんですけど、47ページの例えばスポーツ・レクリエーション施設や子供の身近な遊び場等を整備を図ります、これ具体的にどう考えてられるんか、そういうふうなことですね。例えば考えてることあったら言うてほしいんです。

残念ながら、うちの朝日区では、小さな公園がありますが、唯一子供らが自由に遊べる場所です。あそこを制限させることについては、物すごい私ら、区長も含めて、心痛んだんですよ。あそこ、サッカーボール禁止になったんです。そしたら、あそこでやってた子供がサッカーしに行く、今度場所がないんです。場所がないんです。たしかそこ行ったら、警察に通報、何かそんな文言も入ってたと思いますが、非常にちょっと僕はあれを見て嫌なイメージを持ったんですけど。

こういうことで、具体的にそしたらどういうふう子供たちのために施設をつくっていくんだというような具体的な方向性が見えてこないんですよ。一方でだめだという、一方で作りますって、こういうやつですね。だから、ちょっとそれ考えてほしいんです。具体的に考えることあったら言うてください。僕は——もういいです、意見になりますんで、やめときます。

それから、次のその48ページのところ、これ先ほど条例で可決をしたもんなんですけど、この防犯のところ、施策の方向、防犯活動の推進がずっとありますが、防犯カメラがないんですよ、ここには。ないんですよ。条例で今つくったんだけど、防犯カメラの文言出てこないんですよ。やっぱりそこらはちょっときちんと整備をしていただきたい。

それから次、これはもう大きな問題で、やっぱり長期計画の問題、これ長期計画ですから、やっぱりそこは考えてほしいんです。消防署の移転の問題、いつも私言いますが、これないんです。それから、保育所の移転問題、これも出てきませんね。それから、中学校給食の問題どうするんか、子供の食育に関して大事な問題で、そういったことが具体的に出てこないんですよ。

そこらが、やっぱりそういう具体的な調査したその資料がないから、結局文言だけに終わっ

てしまうんですね。そこが非常に、せっかくいろんな文章もあって、ああ、いいなと思うところもあるんですが、やはり長期総合計画ですから、町として進めていく方向を具体的にやっぱり提示をしていただきたいというふうに思います。

ほんで、最初の、一番最初に言った分だけしっかり、私1回で、できるだけもう質問で終わりたいと思いますので、そういうことを考えてほしい。計画で、やっぱり補強をしていくということで返答をいただきたいということです。

それからもう一つ、済いません、48ページのところで、その防犯の問題で、防犯カメラのこと今言ったんですが、例えばこういうところに、あそこのバスターミナルあたりのところに、最近やっぱり外国人観光客がたくさんふえてますし、何かあったとき、駆け込む場所がないですよ。ああいうところにポリスボックスつくる気はないのかという。ポリスボックス、安全のために。誰でもが安心してぼんと飛び込めるところが僕は必要だと思うんですよ、もめたときに。やっぱり周りにおる人は、なかなかそういうとこまで踏み込んで、とめに行ったりいろいろなことできません。だから、そのときには、目立つところにぼんとポリスボックスでもあったら、何かあったときに、観光客でも安心してそこへ飛び込めるといふのがあって、防犯のカメラも必要だけれども、そういう対策もないのかということでもちょっとお聞きしたいです。

以上です。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） まず、過疎計画と比較されて、今回の基本計画部分について補強していく考えはあるのかということでございますけど、基本構想、議決をしていただきました基本構想部分については10年間の計画でございます、将来の那智勝浦像を示したものでございまして、これにつきましては10年間の計画を今つくっているものでございます。

ただ、議員さんおっしゃりましたように、基本計画の部分につきましては5年間の計画になってございますので、議員さんのおっしゃいましたとおり、その補強していくといいますか、具体的に、現実的に計画としてやっていけそうなものはその基本計画の中へ盛り込んでいく、後期の基本計画に盛り込んでいくものとして考えてございます。

それでまた、事実を示す資料がないというお話でございますけども、8次の計画については議員さんにはお渡しをさせていただいていたかと思えます。

そしてまた、具体的にどこまでできているのかということでございますけども、検証といたしましては、第8次の部分につきましても、ある程度大筋なところは、やはり道路南進ですとか、那智勝浦町道路ができたとか、救急車とか消防車の整備もしてるとか、町立温泉病院についてもめどつけてやってるとか、小学校の耐震についてもやってるとか、ある程度のやっぱり成果としては出てきているものとして考えてございます。

さらにまた、長期総合計画につきましては、その書き方によりまして、その何をどんだけやりますという数値目標を置きかえてやってるやり方もございます。ただ今回につきましては、私どもはそういう数値目標を特に設けずに作成をさせていただいております。

そしてまた、防犯カメラの関係につきましては、申しわけございません、この計画についても当然入れておくべきかなと思っております。「防犯カメラも活用し」とか「防犯カメラを必要なところに設置し」とかという文言が入っていればよかったかと思えます。後期の基本計画の部分につきましては入れていきたいと思っております。

それからあと、また消防署、それから保育所、学校の給食等の具体的な方向性、施策が入っていないよということでございますけども、方向性としては、そういうことも当然考えていかなければならない、優先して考えていかなければならないところでございますけども、やはり財源的なものもございまして、まだ具体的な基本計画の中には入れられない状況が見えてまいります。まだ現実の計画の中に、現実の考えの中にはまだ盛り込めていないというのが状況でございます。

そしてまた、安心して飛び込める場所がないのかということでございますけども、一度警察のほうともお話をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 時間延長を行います。

〔16時50分・時間延長〕

建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

議員御指摘のスポーツ・レクリエーション施設や子供の身近な遊び場の確保、具体的な計画はという御質問なんですけども、現在具体的な計画といたしましては、北浜公園、街区公園にフェンス設置、これが平成28年度、新年度予算の予算化を現在計上させていただいております。その他、那智勝浦海浜公園、これは総合公園なんですけども、11.2ヘクタールのうち約8ヘクタールは既に整備されております。ただし、現在駐車場として使われているところが大きな面積があるんですけども、そういった施設を今後レクリエーション・スポーツできるように、できる限り早く計画案を立てて現実に工事できるように、補助事業も含めて考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） だから、今も言いましたけども、やっぱり計画の中で、この過疎債のときの、私もこのときも言ったんですが、まだ出てないのについていう、第9次那智勝浦町長期総合計画の方向性を踏まえてになるんですね。そしたら、これの出てることがここに出てこないかんねんけども。ほんでまた、これ大事な部分というのは、やっぱりここに書かれてることで基本的な部分というのはここに載ってなかったらおかしいと思うんですよね。これに基づいて出すんだから。そのときに、例えばここなんですよ。9ページの過疎債のところにあるんですが、ごめんなさいね、過疎自立促進計画のところなんですけども、ここに、策定予定の総合戦略において、僕は総合戦略というのは物すごい大事だと思うんですよ。そこで、基本目標1、2、3、4、5というのあるんです。その中の、これから先ほどの人口減の問題も出てましたん

で、基本目標3の若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、こうあるんです。そして、それに基づくものがやっぱりここになかったら僕おかしいと思うんですよ。そういったことが、基本的なことやから、ほで一番大事な柱なんで。そやから、そういうことも含めて、今後の検討課題として、ぜひこれを補充していく、膨らませるということで取り組んでいただきたいというふうに思いますね。

以上です。

質問というよりも、最終的にはこれとこれの比較して、ぜひこういったことを文言としてこれからも入れていただきたいがどうですかということです。

以上です。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 今回のこの計画につきましては、もう審議会のほうから答申を受けてつくらせていただいておりますので、文言の訂正につきましては、先ほども申し上げましたように、事務局のほうで精査させていただきまして、審議会の会長さんに御連絡をさせていただき、訂正できるものについては訂正をさせていただきます。

そしてまた、具体的な計画を盛り込めないかというところにつきましては、先ほどのその消防署等のお話でございますけども、今やっぱりこれはまだ計画の大きな基本的な方向性を示したものでございまして、まだ実施計画の中に盛り込めるような段階じゃないので、次回の5年後の計画策定のときにでも盛り込んでいきたいと思っております。

そしてまた、過疎計画につきましては、また過疎債の活用も踏まえた中での計画になっておりまして、将来的に、今後また5年間ありますけども、5年間の中でひょっとしたら使う可能性のある事業についても入れておりますので、若干性格が違いますので、そこらあたりも御認識いただきたいと思います。

議員さん今おっしゃられましたその補強、これを計画をよりよくしていくのかということでございますけども、この計画については、5年間はこの基本計画でいきますので、この計画で方向性として示されていると思いますので、随時、その総合戦略なり、過疎計画なり、実施計画のほうで見直しをして補強をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） だから聞いてるんですよ。今言うたでしょう、総務課長答えられましたね、基本的な計画だから大事だということで。それだったら、やっぱり長期の中にいろんな移転の問題も含めてやっぱり入れてかないかんですよ。そのことを抜きに幾ら言ったって、やっぱり基本的な部分で抜けてたら何にもならないと思うんですよ。だから、そこをしっかりとやっぱり今後の中で考えていっていただきたい。だから、それは5年後まではこのままでいくんだというような答弁じゃなくて、回答じゃなくて、だからそれは随時このことを基本にしながら、必要なときは、前の町長の答弁にもあったけども、必要なときにはそういうことを考えていくんだということは僕は必要だと思うんですよ。だから、そういう流れの中でぜひ考えていただ

きたいということで、最後に、そういう方向でもう一度できましたら回答をお願いできたらと思います。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議員さんおっしゃることはよくわかります。後期のほうでまた検討もさせていただきたいと思います。

1つ、この審議会の中であった、審議会の委員さんの中のお話でございますけども、これまでの長計は、やはりあれもしよう、これもしよう、これもできる、あれもできるというふうな計画で策定をされておりました。人口の減少の分についても、今の人口を食い止めようというふうな計画であった。今回は、減少するけども、それをなるべく減少の率を減らそうというふうな形で、より現実に即したような形で計画もされております。

今回あったお話といたしまして、実際できるかどうかわからんものは、できるだけ排除しようじゃないですけども、今までみたいに総花的に何もかも書くっていうんじゃないし、やれるものに絞っていきこうよってという面も、この「着実にわがらで」という中にはやっぱりそういう意見もございました。あえて実現不可能なものについてはもう書かなくてもいいんじゃないかというふうな意見もございました。

逆に、議員さんがおっしゃるように、計画の中へ上げとかないとできないよという面もありまして、そこらあたりが今回の計画にちょうど反映されているんじゃないかとも思っております。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

1 番荒尾君。

○1 番（荒尾典男君） 計画のほうの92ページですかね、ここで、町立温泉病院の「地域包括ケアシステムの医療分野の中核」ってありますね、これ。これ、包括ケアとは、医療のみならず、保健、介護、福祉との連携、統合なんですよ。分野って分けたら、この時点で包括ケアじゃなくなってしまうんですよ。これが、地域包括ケアシステムの言葉は御調病院から始まったって書いてます。そして、地域包括ケアっていう言葉自体は、もうそこで、このように医療分野やったらもうだめなんですよ。これやったら、もう地域包括ケアシステムを消して、那智勝浦町における医療の中核って書かないと、分野って分けた時点で、これもう全部やらないとだめなんですよ、介護、保健、福祉が病院中心になって。自分とこでこれやってるんですけど、在宅医療、リハビリ、全部やってるんですよ。それが包括ケアやから、実際できてないことなんですよ、包括ケア自体が。だから、包括ケアの医療の分野の時点でもう終わりですから、もう分けたら無理ですから、包括ケアというのは、福祉と一体になってないとだめなんで、これは「医療の中核」って変えたほうがいいんじゃないですかね。

○議長（中岩和子君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） お答えいたします。

那智勝浦町における地域包括ケアシステムの医療分野の中核としてっていうのは、これ表現

の仕方によるんですけども、その地域包括ケアシステムの中の医療の部分の中核として当院は推進を目指しますっていう意味で表現をさせていただいてます。当院が地域包括ケアシステムをするっていうような表現ではなくて、あくまでも自治体の地域包括ケアシステムの医療の部分の中核をなすっていう意味でこういう表現はさせていただいております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） だから、その今医療の部分っていうのは、もう医療だけなんですよ。地域包括ケアというのは、福祉と合体してなかったら地域包括ケアじゃないから、だから医療は中核じゃなくて、医療と福祉が一つになっているのが地域包括ケアなんですよ。そやから、その中核であるんやったら、医療の分で、この包括ケア、福祉のほうもいくんやったら、もちろん訪問リハもせなあかんし、いろんなことしていかなあかんですね。それで、最後の終えんを迎えるような、安心して老い、満足して終えんが迎えられることが大事なんです。そこを医療の分野だけ切ったら、その時点で包括ケアじゃなくなってしまうんですよ。

それはここにちゃんと書いてある、ここに書いてあるんですよ。これ、医療のみならず、保健、そやから、医療は、区切るんじゃないくて、医療のみならず福祉、介護の統合なんです。その中核って分けるんじゃないくて、しないとだめなんです、病院が。保健センターもつくり、福祉も入れ、みんなで中心になって医療を全部、福祉とも合体になって初めて地域包括ケアになれるから、分けた時点ではもう包括ケアじゃないんですよ。というふうな、このつくった人がちゃんと答えてますんで、この前も。僕はもうちゃんとその院長にもお伺いしてきてますけど、こうして分けた時点で違うと思いますよ、この書き方は、地域包括ケアという言葉がもう消えたあると思います。

○議長（中岩和子君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） お答えいたします。

この表現上、分けてるってとられたらあれなんですけど、あくまでも分けてるっていう意味ではなくて、町の包括ケアシステムの中の医療分野の、分野という表現があれですけども、その当院は中核をなすっていう意味でございます。分けるっていうことでは基本的にはないです。

だから、包括ケアシステムの中で、1番議員おっしゃるように、包括ケアシステムの、何ていうんですかね、自宅に健康で帰るっていうか、そういう大きなシステム、2025年を目指して構築をしていかないといけないシステムなので、その中の、当然病院として、その医療の分野、健康を害した方々がまた自宅に帰れるようになっていう、中核をなすっていう意味ですんで、そのシステムの中のある、表現があれですけど、部品というか部分を担っているっていう意味でございます。

○議長（中岩和子君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） 地域包括ケアというのは、分けてたらだめなんです。これ、ちゃんとこれ、この前行った吉永病院の荻野先生、ちゃんと書いてますからね、ここに。これは統合なん

やって。そこの部分じゃなしに、病院自体がもうやりないとだめなんです、福祉を。福祉の行動をして、初めて地域包括ケアってできるって書いてますから。そこら辺がやっぱり、この文言が、ここへ書き込んだ、妥当ではないんじゃないかなという、使い方がね、この。

○病院事務長（喜田 直君） 表現的になかなかわかりにくい表現になってるかと思うんですけども、地域包括ケアシステムが、病院がするわけではなくて、自治体として、その地域としてやっていく中で、当然病院もその重要な部分を担っていかないと考えておりますけども、その、そういうふうな意味でのこの表現になってございますので、そこら辺、御理解をいただきたいと思います。

○議長（中岩和子君） ほかに。

12番東君。

○12番（東 信介君） 濟いません、基本的なことをちょっとお聞きしたいんですけど、これは基本計画と基本構想の、これは長期総合計画の審議会の中で決められたことですよね。これは、審議会がこういう基本構想と基本計画をつくってくるに当たっては、当局はどこまで絡んで、一緒になってつくってきてるもんか、それともこの審議会がつくってきた計画を、那智勝浦町はこういうふうな方向性でやりなさいよってというようなものを、当局がこれを長期計画にしますんで、議会で議決求めてよろしいですかというふうな形でやられてるんか、その辺ちょっとお聞きします。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 長期総合計画の作成の過程についての御質問でございます。審議会のほうとどのような調整を行っているかということでございます。

まず、審議会のメンバー、今回公募で集まった方が多くございまして、公募12名、団体9名、職員2名ということで構成をしております。その中で、会長さん、審議会の会長さんを選びまして、方向性をどうやっていくかというお話からさせていただいております。それには職員も加わっておりますし、サポートをしてもらうコンサルも入っております。

その中で、まず将来像をどうしていくか、まず長計もどうやってつくっていくか、そして将来像もどうやっていくかということで、どちらかというと細部について詰めるよりも、まず意見集約をまずしていただいたような形、ワークショップもしたり、何回も将来像、町について今こういう問題があるねみたいな話を何回もしていただいております。それは、個別の部会でワークショップ等していただきまして、将来の那智勝浦町は長期総合計画としてはこうあるべきという姿をまず出していただいております。そこから後につきましては、役場の事務方につきましても、文章の作成、今の現状の把握、課題等につきましても、役場のほうでまず方針を、基本となる案をこしらえまして、それをたたき台にして、各審議会の部会のほうでまとめていただきましてつくり上げてきております。それをまた総合部会のほうに上げて、これでいかというふうな形でチェックもしていただいております。

また、今回審議会からの意見で多くいただいたのは、町の課題としましては、町の明確なビジョン、進み方の方向性が見えないとか、団体と行政や団体間での連携が弱い、それから人材

育成ができていないということで、どちらかというと、政策面のものじゃなしに、町としてはこういう面が弱いよというふうな、そういう基本的な部分から見直しをしていただきまして、その問題解決をするための施策として載せさせていただいております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） ということは、これは民間の意見ということですよ。これは、こっち、こういう構想はこういうふうにつくってくださいよってじゃなしに、大体の意見が出て、それを取りまとめをして、それを基本計画に落とし込んだという形で。だから、これは当局に関しては、例えば民間の意見を取り入れます、こういう方向性で行きますということやから、これは当局側の意見じゃないということですよ。だから、これ何をやるっていうのは、民間でこういうふうにしたほうがいいんじゃないですかっていうことですね。これは議決が必要じゃないところも多いですけど、うちは議決が必要やけど、これ民間の意見として、うちはこういうふうにやりますっていうふうに議会に諮るということですよ。だから、今までの町の計画とはまた別のものになって、一応これをこれから基本として計画に入れていきたいと思いますという形ですよ。だから、今までの計画と同方向を向いてるわけではないということですかね。

聞きたいのは、今までいろいろ質問されてた方も、この計画の内容については、やっぱり町民の皆さんが審議会のメンバーがつくられてあるもんかなと思うというようなところもあるんで、その辺が、当局側がつくってあるもんなんかっていうような質問があったんで、その辺がちょっと、基本的なことをちょっとお聞きしたんで。民間でつくって、審議会で作られてあるということでお聞きしたんで結構ですけど、この内容については、ちょっと、どういうふうな、議会で議決されたときに、当局側はできるもん、できんもんという判断されてましたけど、そういう形で判断したらよろしいんですかね。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） この長期総合計画につきましては、町長から審議会のほうに諮問をいたしまして、答申がされたものでございます。この答申を尊重いたしまして、そちらのほうで議決を図っていきたいと思っております。

そしてまた、この内容につきましては、文章につきましては、やはり今の現状、施策の現状とか課題とかということに関しましては町のほうが文章をこしらえてます。これからの施策の方向につきましては、委員さんの意見が入っている部分が、尊重されてる部分が多いと思います。

ですから、文章につきましてはほとんどが役場がこしらえたもんでございますけども、基本的な考え方につきましては、最初申し上げましたように、町民の皆さんから御意見をいただいて、方向性をいただきながら進めてまいったものでございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） 今回の長計には、_____コンサルの方がついていますね。__

-----その人を選定したのはなぜでしょうか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 個人的に誰かを選定したということではございませんで、コンサルの会社のほうに対しまして見積もり等、これまでの実績等を踏まえまして、数社から見積もりをいただきまして、その中で選定したものでございます。個人的にどの方を選定したというものではなく、その企業のコンサル会社を選定して入っていただいております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） 見積もりで一番安かったからそこになったということではよろしいでしょうか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） これまで、5年前にも長期総合計画の策定もしております。そこあたりの実績も踏まえまして、一番安い業者の選定をしております。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

反対討論ですか。

〔「賛成討論」と呼ぶ者あり〕

ちょっと待ってくださいね。

反対討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） そいじゃ、もう賛成討論ですね。賛成ですね。

それでは……

〔「賛成討論、あかんのんかな」と呼ぶ者あり〕

反対ないから。反対の方がおいでたらね、賛成討論やっただけですけど。

討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第33号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

17時15分 散会